

# 習志野市教育委員会第1回定例会

日時:令和4年1月19日(水)15時00分

場所:市庁舎5階委員会室

日 程		審議順
1 会議録の承認		(予定)
2 報告事項		
(1) 令和3年習志野市議会第4回定例会一般質問等について	(教育総務課)	1
※(2) 臨時代理の報告について (令和3年度教育費予算案(11号補正)について)	(教育総務課)	4
3 議決事項		
※議案第1号 令和3年度教育費予算案(3月補正)について	(教育総務課)	5
4 協議事項		
協議第1号 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針 (案)について	(生涯スポーツ課)	2
協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について 令和4年2月16日(水)午後1時30分		3
5 その他		

※は非公開の見込み

令和4年習志野市教育委員会第1回定例会 議案概要  
【報告事項(2)及び議案第1号については非公開の見込み】

報告事項(1)

令和3年習志野市議会第4回定例会一般質問等について

・令和3年習志野市議会第4回定例会一般質問等について、報告するものです。

報告事項(2)【非公開予定】

臨時代理の報告(令和3年度教育費予算案(11号補正)について)

・習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、新型コロナウイルス感染症対策に要する予算の補正を行うにあたり臨時代理したので、同条第3項の規定により、報告するものです。

議案第1号【非公開予定】

令和3年度教育費予算案(3月補正)について

・令和3年度3月補正予算案として、市長に申し入れるものです。

協議第1号

秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針(案)について

・秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針(案)について、協議するものです。

報告事項(1)

令和3年習志野市議会第4回定例会一般質問等について

令和3年習志野市議会第4回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和4年1月19日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

令和3年第4回定例会 一般質問一覧表

教育委員会

日程	通告No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問時間	頁
12月3日	1	宮内 一夫 (市民の会)	2. プラッツ習志野の改善について 早朝、夜間の騒音対策について伺う。	社会教育課	60	1
	2	真船 和子 (公明党)	2. 教育行政について (1)SDGs教育について (令和3年6月2日付「気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育の充実について」の通知内容について)	指導課	60	1
	3	藤崎 ちさこ (新社会の会)	3. 指定管理者について (2)図書館における令和4年度(2022年度)からの指定管理者の選定の経過と結果について	社会教育課	60	2
	4	央 重則 (環境みらい)	該当なし		60	
12月6日	5	市瀬 健治 (環境みらい)	1. 藤崎小学校と津田沼小学校の通学区域について (1)津田沼三丁目に住む児童が通う小学校は、藤崎小学校ではなく、津田沼小学校に変更して頂きたい	学校教育課	30	3
	6	佐野 正人 (民意と歩む会)	該当なし		60	3
	7	市角 雄幸 (環境みらい)	該当なし		60	3
	8	中山 恭順 (環境みらい)	該当なし		60	
12月7日	9	谷岡 隆 (日本共産党)	1. 習志野文化ホールの再建設について (2)先日の教育委員会会議と社会教育委員会において「旧庁舎跡地」の案が事務局からの説明に入っていなかったが、「旧庁舎跡地」の案を本気で検討するつもりはないのか 先日の教育委員会会議と社会教育委員会において、「旧庁舎跡地」の案が事務局からの説明に入っておらず、委員から質問があったときだけ答弁で説明していた。「旧庁舎跡地」の案を本気で検討するつもりはなく、ダミーとして掲げているだけなのか。	社会教育課	60	3
			2. 小中学校における子どもと保護者の負担軽減について (1)小学生の3人に1人が「ランドセル症候群」という深刻な状況に対し、学習用タブレットを含む「置き勉」を推進することを求める (2)各小中学校の学校指定品や学校徴収金などにかかる支出を調査し、経済的な負担を軽減する方法を検討することを求める (3)学習用タブレットの貸与と持ち帰りを始めてから8か月経過したので、児童生徒、保護者、教職員の本音を引き出すアンケートを実施し、負担を感じている部分を「見える化」することを求める (4)現在の学習用タブレットが買い替えとなったとき、それ以降の無償貸与を継続できるのか	指導課 学校教育課 総合教育センター 総合教育センター		
			4. 谷津南小学校のバス通学と環境整備について 奏の杜から谷津南小学校へのバス通学に貸し切りのスクールバスを導入することを求める。あわせて、バス通学の待機場所である通路の整備を求める。	教育総務課		
			該当なし			
	10	高橋 正明 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		50	
	11	関根 洋幸 (元気な習志野をつくる会)	1. 教育行政について (1)コロナ禍における教育環境の整備、支援の取り組みについて	総合教育センター・指導課	60	5
	12	荒原 ちえみ (日本共産党)	3. 学校給食費の無償化について検討を求める 学校給食は「食育」として位置付けられた教育活動の一環です。千葉県内では、学校給食費の無償化が広がっています。千葉県教育長は「市町村が実施する学校給食費の無償化について、支援を検討していく」とのことです。習志野市も学校給食費の無償化について検討を求めますがいかがですか？	学校教育課	60	7

日程	通告 No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
12月8日	13	相原 和幸 (元氣な習志野を つくる会)	該当なし		60	7
	14	田中 真太郎 (元氣な習志野を つくる会)	該当なし		60	
	15	平川 博文 (都市政策研究会)	該当なし		60	
	16	斉藤 賢治 (真政会)	該当なし		50	
12月9日	17	入沢 俊行 (日本共産党)	該当なし		60	
	18	荒木 和幸 (真政会)	該当なし		60	
	19	小川 利枝子 (公明党)	3. 特色ある学校教育について (1) 公立学校における学校教育の取り組み状況について	学校教育課・ 指導課	60	8
	20	宮城 杜一 (民意と歩む会)	3. 公民館報などの配布について 配布方法について伺う。 4. プラッツ習志野の施設予約について 施設予約の受付方法について伺う。	中央公民館  社会教育課	50	8

(議案)

日程	議案 番号	議案名	担当課	頁
12月2日 (総括質疑) 12月14日 (文教福祉 常任委員会) 12月22日 (総括審議)	56	習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	生涯スポーツ課	10
	63	指定管理者の指定について(習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書 館及び習志野市立谷津図書館)	社会教育課	11

【教育委員会】令和3年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

日	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要旨要約	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
						大	中	小					
R3/4	1 宮内 一夫	市民の会	政策経営部	総合政策課 資産管理課	都市再開発について	1			本答弁	1. 智志野文化ホール建てかえと旧市役所跡地利用について 智志野文化ホール再建設の検討経過と11月9日に開催された智志野文化ホール再建設基本構想等検討専門委員会の内容について伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R3/4	1 宮内 一夫	市民の会	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	1			再質問3	智志野文化ホールの使用において、「市民利用」と「興行利用」の割合はどのようにになっているのか。	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度の実績で申し上げると、市民や学校などの利用件数は173件で、総利用件数の69.8%、興行利用の件数は75件で、30.2%となっている。	-	-
R3/4	1 宮内 一夫	市民の会	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	1			再質問4	智志野文化ホールの使用料収入において、「市民利用」と「興行利用」の割合はどのようにになっているのか。	令和元年度の実績で申し上げると、市民や学校などの使用料収入の金額は5千987万6千229円で、総収入額の66.5%、興行利用の使用料収入の金額は3千16万6千894円で、33.5%となっている。	-	-
R3/4	1 宮内 一夫	市民の会	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	1			再質問5	智志野文化ホールの予約方法では、「市民利用」と「興行利用」で違いがあるのか伺う。	智志野文化ホールの予約方法について、使用目的による違いはない。使用申請の受付にあたっては、市内に活動拠点を有する団体及び市内在住者が使用する申請を優先している。	-	-
R3/4	1 宮内 一夫	市民の会	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	1			再質問6	公益財団法人智志野文化ホールの理事などの役員に、経営感覚や、芸術分野にノウハウのある人材を入れ、収益性を確保することが必要と考えるが、どのように考えるか伺う。	指定管理者の役員等の人事については、法人が選任していることから、お答えする立場にない。なお、文化ホールの運営にあたっては、収益性の確保という視点も重要であると考えている。	-	-
R3/4	1 宮内 一夫	市民の会	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	1			要望	新たな文化ホールの敷地がどちらになるかに関わらず、運営に経営的な感覚を持った人材を入れることについて、検討して欲しい。	-	基本構想が固まった後に運営手法を検討する。	未
R3/4	1 宮内 一夫	市民の会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2			本答弁	2. プラッツ智志野の改善について 早朝、夜間の騒音対策について伺う。	プラッツ智志野の中央公園で早朝、夜間におけるスケートボードの音や騒声などが、近隣の方の迷惑となっている状況については、教育委員会も把握しており、これまで対策を講じてきた。スケートボードによる迷惑行為については、プラッツ智志野の整備により駐車場等で発生していたが、その対策として、駐車場と公園内の照明を防犯上支障のない範囲で消灯するとともに駐車場の2階部分を夜間閉鎖した。また、担当課と指定管理者の職員による週末深夜の夜間監視を実施するほか、周辺の大学に学生への働きかけを依頼するとともに、智志野警察署にパトロールを毎日行うよう要請した。その結果、スケートボードによる迷惑行為は、ほとんど行われなくなった。一方、プラッツ智志野の整備以前から発生していた、早朝、夜間において騒いだり、ボール遊びをするなどの行為については、現在も一部、引き続き発生していることから、あらためて公園内に看板を設置し、注意喚起を行ったところである。今後も、近隣の静穏な環境を害することのないよう、引き続き指定管理者と連携をしながら対策を講じていく。	今後も、指定管理者と連携しながら対策を講じていく。	未
R3/4	1 宮内 一夫	市民の会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2			再質問1	中央公園のテニスコートや、中央公民館の館内で、無断キャンセルが発生しており、ペナルティを検討することだったが、進捗状況はどうなっているのか。	無断キャンセルを繰り返す団体については、予約システムによる使用申請を一時的に停止し、窓口で直接お話しいただき、ルールを十分に理解したうえで申請を受け付けるよう変更を検討しており、現在、必要な規則改正や運用方法の詳細などを、関係部署及び指定管理者と協議している。	12月中にオンライン条例施行規則を改正する。	済
R3/4	1 宮内 一夫	市民の会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2			再質問2	騒音対策に関して、本市では「智志野市環境保全条例」があり、第17条で「何人も夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間）においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない」と規定されており、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」という規定もある。プラッツ智志野の中央公園における騒音について、本条例による対応ができないか伺う。	環境保全条例において、「夜間の静穏保持」が規定されており、違反者に対する罰則があることは承知している。中央公園における騒音に関しては、都市環境部と連携して対応していく。	看板等で、環境保全条例の夜間の静穏保持義務等を周知していく。	未
R3/4	2 真船 和子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 教育行政について (1) SDGs教育について (令和3年6月2日付「気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育の充実について」の通知内容について)	文部科学省より本年6月2日、持続可能な社会の創り手となることが期待される子ども達が、地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動をとることができるよう、地球環境問題に関する教育を今後さらに充実していくことを目的に、大きく2つの方向性が示された。一点目は、学校における環境教育の充実である。地球環境問題に関する指導を行うにあたり、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsなどの国際的な動き、我が国における循環型社会や自然共生社会の実現を目指す動きなど、国内外の動きにも触れながら学びを深めていくことが重要であるとされている。二点目は、地域等における環境教育の充実である。環境教育を活性化していくためには、地域資源を学習教材として積極的に活用し、特色ある教育を展開していくことや、自然体験活動を通して児童生徒が環境について学ぶ機会を確保することが求められている。国より示された方向性における本市の取り組みとしては、各小中学校において、環境教育の視点を教科横断的に取り上げた授業の実践、また、クリーンセンターや谷津干潟の施設見学を行い、地域資源を通して循環型社会、自然共生社会の実現性について学習しているところである。さらに、鹿野山少年自然の家や富士吉田青年の家を活用した自然体験を通して、自然の豊かさを実感し、自然環境の保全の必要性を学んでいるところである。教育委員会としても、児童生徒が環境問題に関する理解をより深めていけるよう、学校を支援するとともに、教職員への研修機会を設けていく。	学校を支援するとともに、教職員への研修機会を設けていく。	済

目次	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			再質問	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の対応方針	処理結果	
						大	中	小						
R3/4	2	真船 和子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問1	授業においてSDGsに関する教育が具体的にどの教科でどのような内容で取り組んでいるのか伺う。	授業を複数科の中で、子ども達がSDGsについて学んでいる姿を目にした。教科としては、国語、公民、歴史などである。ある中学校では、生徒が新聞の中からSDGsに関連する記事を自ら切り抜き、その内容について、タブレット端末を活用して情報収集を行い、まとめた結果を発表し意見交換をしていた。生徒が自発的、能動的に地球環境について学ぶ姿に魅れ、市内すべての児童生徒が社会の担い手となるよう、教育長答弁にもあった通り、学校の支援と教職員の資質向上につながる研修に努めていかなければならないことを強く認識したところである。	学校の支援と教職員の資質向上につながる研修に努めていく。	済
R3/4	2	真船 和子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問2	地域資源として谷津干潟とクリーンセンターを通じた学習について現状と更なる充実に向けた方向性について伺う。	現在、市内全小中学校の4年生が谷津干潟自然観察センターとクリーンセンターを見学する体験学習を実施している。谷津干潟においては、生き物の生態や周辺の環境を観察すること、環境保全活動の重要性を自らが認識し、豊かな自然を守り続けることへの主体性を育んでいる。クリーンセンターにおいては、ごみ処理、資源リサイクルが行われている様子を実際に目にするなど、循環型社会を実現する担い手としての意識を高めている。教育委員会としては、今後も市内施設見学を継続するとともに、1人1台のタブレット端末を活用し、事前学習や事後の振り返りを行うなど、教職員や子ども達が、身近な自然環境を通して、気候変動問題をはじめとした地球環境問題についてより深く学ぶことができるように、学びの充実に力を注いでいく。	今後も市内施設見学を継続するとともに、1人1台のタブレット端末を活用し、事前学習や事後の振り返りを行うなど、教職員や子ども達が、身近な自然環境を通して、気候変動問題をはじめとした地球環境問題についてより深く学ぶことができるように、学びの充実に努めていく。	済
R3/4	2	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		再質問3	鹿野山セカンドスクールの日帰りでの実施において学習効果はあるのか、また、宿泊体験との比較について伺う。	本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から日帰りでの自然体験学習運営をしている。日帰りでの活動の内容は、山中におけるハイキングや火起こし、竹工作などの各種自然体験活動を通して豊かな心を育む取り組みを行っている。このようなことから、十分な学習効果は日帰りにおいても行われていると実感している。日帰りと宿泊を伴う自然体験学習との比較については、協調性を育む時間には生じているということは認識している。宿泊を伴う自然体験学習の重要性については、今後しっかりと在り方について検討、検証を進めていきたい。		
R3/4	2	真船 和子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問4	通知に掲げられた事項について、本市では、様々な取り組みがされていることと理解した。しかし、国は、「更なる充実」を求めるとしていることから、今後の展望について教育長の見解を伺う。	【教育長答弁】SDGs教育については現在も取り組んでいるが、教育委員会としても、強いリーダーシップを発揮して充実させていかなければならないと捉えている。次代を担う児童生徒が、持続可能な社会の担い手となること、SDGs教育の最大の目標である。地球環境問題をはじめとする、SDGsの開発目標を自らの課題として認識できる人材の育成が学校教育で実践され、継続していくことが重要であると捉えている。持続可能な開発目標が目途としている2030年まで残り9年となった今、学校現場に求められているのは、宿泊活動も含めた様々な体験活動を通して、子ども達が自ら得た知識を活用し、様々な問題を「自分の問題」としてとらえ新たな価値を生み出す力を育むことと捉えている。教育委員会としては、国の通知にもあるように地域人材の活用も含めた体験活動や地球環境問題に関する教育について各学校が、次年度教育課程にSDGs教育を明確に掲げ、本市がこれまで取り組んできた活動の更なる充実を努めていく。	各学校が、次年度教育課程にSDGs教育を明確に掲げ、市がこれまで取り組んできた活動の更なる充実を努めていく。	済
R3/4	2	真船 和子	公明党	都市環境部	街路整備課	交通安全対策について	3	(2)		本答弁	3. 地域問題について (2) 東習志野7丁目遊技場(パチンコ店)前歩道及び交差点について 開発に伴い、事業者より実施された歩道における安全対策の確認と交差点における右折矢印式信号機への変更について伺う。	大項目の質問は、市長答弁		
R3/4	2	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	交通安全対策について	3	(2)		再質問1	遊技場の完成に際して、学校関係や、教育委員会での安全確認について伺う。	東習志野7丁目における遊技場の完成を受け、10月14日に事業者による説明会がされ、実花小学校長が地元町会の代表と共に参加をした。その際、学校長から自転車置き場と歩道の間に仕切りがないという状況で敷地内の通り抜けによる事故の危険性があるのではないかと質問をした。事業者からは自転車や車の出入りについては営業時間中、車両の出入り口付近に警備員を常駐させ、児童が安全に通行できるようにしていくとの回答を受けた。また、不審者などが現れた場合や、夜のたまり場となること懸念されることについて、対策をどのように行うのかという質問に対し、事業者からは防犯監視カメラの設置や警察との連携によるパトロールを実施していくとの回答を受けている。教育委員会としては、11月17日に遊技場付近の通学路を点検している。車両の出入り口付近の樹木の伐採、剪定の状況、これによって車両から児童、児童から車の出入り等、双方の確認が出来る状況になっていることを確認している。今後、定期的に児童への安全指導を学校で継続して行い、遊技場の開店後の状況等についても注視していきたいと考えている。		
R3/4	2	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	交通安全対策について	3	(2)		要望	教育委員会からも、市長事務部局からも、警察署の方にしっかりとお願いしていきながら、子ども達の通学の安全を守っていただきたい。		子ども達の通学の安全確保のために、今後も習志野警察署と連携する。	済
R3/4	3	藤崎 ちさこ	新社会の会	生涯学習部	社会教育課	行財政運営について	3	(2)		本答弁	3. 指定管理者について (2) 図書館における令和4年度(2022年度)からの指定管理者の選定の経過と結果について	東習志野図書館、新習志野図書館、谷津図書館については、令和3年度末をもって指定期間が終了することから、「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」等に基づき、令和4年度以降の指定管理者の指定の手続きを進めてきた。募集にあたっては、指定管理期間を令和4年度以降の5年間とすること、前回と同様に3館を一括して管理運営する指定管理者を公募することを決定し、募集要項及び選定基準を定め、令和3年6月15日から開始した。7月14日に行った応募者説明会では、2法人の参加があったが、最終的な指定申請書の提出は、現指定管理者1法人となった。その後、「生涯学習部指定管理者制度検討委員会」による審査を9月15日に行い、「習志野市教育委員会指定管理者候補者選定委員会」での審査、教育委員会会合での議決、庁内での審議を経て、「株式会社図書館流通センター」を指定管理者候補者として決定し、本定例会にて提案させていただいている。		

【教育委員会】令和3年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	番	議員名	会派	部署	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要旨要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R3/4	5	市瀬 健治	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1. 藤崎小学校と津田沼小学校の通学区域について (1) 津田沼三丁目に住む児童が通う小学校は、藤崎小学校ではなく、津田沼小学校に変更して頂きたい	藤崎小学校が創立された昭和49年当時、現在の津田沼三丁目全体の指定学校は津田沼小学校となっていた。昭和40年代から60年代にかけての児童生徒数の激増に対し、適正な学級規模を確保するため、昭和52年に津田沼三丁目を二分割して、一部を藤崎小学校の通学区域に変更している。通学区域については、道路・河川等の地理的状況の実態を踏まえて設定している。さらに、通学距離や通学路の安全、学級規模や教室数、児童生徒数の推計や地域コミュニティなど、様々な要件を総合的かつ慎重に検討し、「習志野市通学区域審議会」への諮問を行い答申を得て決定している。当該地域については、JR線により大きく分断され明確に区分されており、通学路の安全性や学級規模などを鑑みると現時点で通学区域を変更する予定はない。	-	-
R3/4	5	市瀬 健治	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		再質問1	サングランデ津田沼の指定学校が津田沼小学校となった経緯を伺う。	サングランデ津田沼は平成29年当時の指定学校は豊沼小学校であったが、建設に伴う児童数の増加により、将来的に豊沼小学校の教室数が不足するという懸念が発生した。そこで指定学校を近隣校に変更することを検討した。その際、通学路の安全性の確保や通学距離、通学時間、児童数の推計を用いたの余裕教室数の予測等を踏まえ、通学区域審議会での諮問を行い答申を得た上で、指定学校を津田沼小学校へ変更したものである。	-	-
R3/4	5	市瀬 健治	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		再質問2	津田沼三丁目を弾力化区域とすることを検討して頂きたい。	指定学校の弾力化については、新たな市街地開発により、当該開発地区の人口推計において、今後、児童生徒数の大幅な増加が見込まれる場合に、教室数や通学路の安全などを検討し、通学区域審議会に諮問の上決定している。津田沼三丁目地域については、学級規模や児童生徒数の推計などを鑑みると、現在のところ弾力化を行う予定はない。	-	-
R3/4	6	佐野 正人	民意と歩む会	都市環境部	街路整備課	交通安全対策について	3	(1)		本答弁	3. 小学校通学路の安全対策 (1) 進捗状況について 今回、実施する道路の交通安全施設の整備内容について伺う	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R3/4	6	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	交通安全対策について	3	(1)		再質問1	10月29日に市教育委員会から県に報告した国道、県道における安全対策の具体的な内容について伺う。	国道、県道における対策5件については、横断防止柵の設置が2件、車道と歩道を分ける縁石上のラバーボールの設置、歩道のカラー舗装及び注意喚起の看板設置を1件ずつ実施すると千葉土木事務所から伺っている。	-	-
R3/4	6	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	交通安全対策について	3	(1)		再質問2	同じく警察による安全対策12件の具体的な内容について伺う。	横断歩道における一時不停止等歩行者の妨害の取り締まり、速度違反、時間規制の取り締まり等、交通安全指導の取り締まりについて8件、横断歩道の修繕が2件、交通標識の交換と位置の調整をそれぞれ1件ずつ実施する予定であると習志野警察から伺っている。	-	-
R3/4	6	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	交通安全対策について	3	(1)		再質問3	学校、教育委員会が行う安全対策件数について伺う。	学校、教育委員会が対応する件数は17件である。	-	-
R3/4	6	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	交通安全対策について	3	(1)		再質問4	学校、教育委員会が行う17件の安全対策について、進捗状況を伺う。	学校、教育委員会が対応すべき17件については、小学校8校におけるものである。該当する学校では、児童への安全指導をすでに行っている。17件のうち、学校関係者が行う見守り活動が必要な場所については、保護者や教職員による登下校の危険箇所の見守りを行うことについて具体的に進めている。教育委員会としては、11月25日付けで学校に対して、緊急点検の結果を送付するとともに改めて注意喚起と安全指導をするよう通知している。	-	-
R3/4	6	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	交通安全対策について	3	(1)		再質問7	11月26日毎日新聞に習志野警察署が公開した交通危険箇所マップが紹介されていた。本市でも同様のマップが公開されているようであるが、今回の緊急点検の結果のマップはないようだ。これを作成し公開できないか伺う。	教育委員会が事務局を務める通学路安全対策協議会において、通学路点検図を作成し、毎年結果について、令和2年度まではすでに公開している。令和3年度の点検と今回の緊急点検の結果について、周知を図ることが重要であると考え、市のホームページ上に公開をすべく、準備を進めている。今後も児童生徒の安全のために、関係各課、そして習志野警察署との連携を図っていきたく考えている。	-	-
R3/4	7	市角 雄幸	環境みらい	政策経営部	総合政策課	都市再開発について	1	(1)		本答弁	1. 習志野文化ホールについて (1) 再建設基本構想(案)について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R3/4	7	市角 雄幸	環境みらい	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	1	(1)		再質問6	休館期間が長くなる中、文化芸術活動に対する支援について、どのように考えているのか伺う。	教育委員会としては、休館期間において、これまで蓄えてきた市民や学校の文化芸術活動が停滞しないよう、可能な限りの支援策について検討し、対応していく。	代替場所の情報提供等により、支援していく。	未
R3/4	7	市角 雄幸	環境みらい	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	1	(1)		再質問7	休館中の文化芸術活動に対する支援については、今後社会教育課が担当するという事について伺う。	できるものは生涯学習部で、関係部署と協議しながら進めていく。	-	-
R3/4	7	市角 雄幸	環境みらい	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	1	(1)		要望	学校や団体等は、休館中の代替場所を探すことも難しい。活動をサポートして欲しい。	-	代替場所の情報提供等により、支援していく。	未
R3/4	9	谷岡 隆	日本共産党	政策経営部	総合政策課	都市再開発について	1	(1)		本答弁	1. 習志野文化ホールの再建設について (1) 敷地候補地となっている「JR津田沼駅南口」と「旧庁舎跡地」の2案のメリット・デメリットや建設費の比較について	大項目の質問は、市長答弁	-	-



回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R3/4	9	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	1	(2)		本答弁	1. 習志野文化ホールの再建設について (2) 先日の教育委員会会議と社会教育委員会において「旧庁舎跡地」の案が事務局からの説明に入っていなかったが、「旧庁舎跡地」の案を本気で検討するつもりはないのか 先日の教育委員会会議と社会教育委員会において、「旧庁舎跡地」の案が事務局からの説明に入っておらず、委員から質問があったときだけ答弁で説明していた。「旧庁舎跡地」の案を本気で検討するつもりはなく、ダミーとして掲げているだけなのか。	11月19日に開催した社会教育委員会及び24日に開催した教育委員会会議では、習志野文化ホールの運営を所管している教育委員会として、令和4年4月1日から開始する令和5年4月1日以降の使用にかかる予約受付を停止し、休館することについて委員に報告したものである。習志野文化ホールの再建設における敷地候補地の検討については、先ほどの市長答弁にもあったように教育委員会担当も委員となっている庁内会議での検討、また、施設を所管している市長事務局において設置した「習志野文化ホール再建設基本構想等検討専門委員会」にて、基本構想案を策定する中で検討されている。教育委員会会議や社会教育委員会に対しては、今後、基本構想案がまとまった段階で、市長から意見を求められることとなっている。	基本構想案がまとまった段階で、教育委員、社会教育委員の意見を求める。	未
R3/4	9	谷岡 隆	日本共産党	政策経営部	総合政策課	都市再開発について	1	(3)		本答弁	1. 習志野文化ホールの再建設について (3) 千葉市民会館の再整備の動きをどのように考えるか 千葉市がまとめた「千葉市民会館再整備にかかる基本計画(案)」をみると、同じ総武線沿線で同様の施設となる可能性がある。千葉市の計画がどのように影響してくると考えるか。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R3/4	9	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	1			再質問1	「休館」と「閉館」の違いについて伺う。	習志野文化ホールの令和5年4月1日以降の休館については、施設の老朽化や指定管理期間の満了、野村不動産株式会社の再開発の進捗状況などを総合的に勘案して決定したものである。そのような中、再開発については、現在協議中であり、実施することが確定していないため、中止または延期も想定される。その際には改修工事を行ったうえで再開する場合もあるため、休館としたものである。なお、今後の協議の結果、現在提示されている令和7年度以降に解体および建設工事を着工するスケジュール案が確定した際には、閉館することとなる。	-	-
R3/4	9	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	1			要望	再開する場合もあるということであれば、今後は丁寧に説明して欲しい。		引き続き、丁寧な説明に努める。	済
R3/4	9	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	1			再質問2	建設候補地が2案あることについて、教育委員には事前に説明すべきだったと考えるが、いかがか。	先ほどの教育長答弁にあったように敷地候補地の検討については、基本構想案を策定する中で検討されている。教育委員会会議に対しては、基本構想案がまとまった段階で、市長から意見を求められることとなっているため、その時点で説明し意見を求めていく。	基本構想案がまとまった段階で、教育委員の意見を求める。	未
R3/4	9	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	1			再質問3	教育長は2案あることを知っていたのであれば、他の教育委員にも説明すべきではなかったか。見解を伺う。	【教育長答弁】適切な時期が来れば、しっかりと説明していく。文化ホールの再建設については、教育委員のみならず多くの方の関心が高い問題であるので、丁寧な対応と正確な情報に基づいた説明をしていきたいと考えている。	基本構想案がまとまった段階で、教育委員の意見を求める。	未
R3/4	9	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	1			再質問7	運営について、現状、独立採算になっているのか。赤字補填はしていないのか。	習志野文化ホールは、「市民生活を豊かにする活動の拠点及び交流の場を提供し、市民の福祉の増進を図る」ことを目的に設置しており、市民の文化芸術活動や鑑賞、学校の音楽活動などの市民利用を中心に運営している。そのようなことから使用料収入の特定財源による独立採算ではなく、一般財源も充てて運営している。	-	-
R3/4	9	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 小中学校における子どもと保護者の負担軽減について (1) 小学生の3人に1人が「ランドセル症候群」という深刻な状況に対し、学習用タブレットを含む「置き物」を推進することを求める。	近年課題として挙げられている、登下校時の荷物の負担軽減については、既に市内23校全ての小中学校で取り組んでいる。各学校では、タブレット端末が貸与されランドセルの重さが増すことから、デジタル教科書が配属された教科をはじめ、家庭で使用しない教科書、副教材、ノートなど、学校に置いて帰ってもよいものの数や種類を増やしており、その内容を保護者や児童生徒へ、掲示物や学校だより、学年だより等の配布物で周知している。こうした取り組みにより、学校に置いて帰ってもよいものが増える中で、各学校では教材を効率的に収納できるよう個人ボックスを教室内に用意するなどして対応している。教育委員会においては、令和4年度より、小学校3、4年生用社会科副読本「わたしたちの習志野市」をデジタル化する予定であり、様々な工夫を行い、児童生徒の負担を減らす取り組みをしている。こうした様々な取り組みにより、登下校時における荷物の負担は以前よりも軽減されている。今後も副教材や資料のICT化を推進し、児童生徒の荷物の軽減に努めていく。	引き続き、学校に置いてよい教材についての周知を図るとともに、ICT化を図り荷物の負担軽減に努める。	済
R3/4	9	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(2)		本答弁	2. 小中学校における子どもと保護者の負担軽減について (2) 各小中学校の学校指定品や学校徴収金などにかかる支出を調査し、経済的な負担を軽減する方法を検討することを求める	教育委員会では経済的困難を抱える世帯への支援として就学援助を行っている。入学にかかる学用品費の補助や、それ以外の学校生活にかかる費用について一定額の補助を行い、経済的な負担の軽減に努めている。一方で各学校では教材を単品で購入できるようにしたり、安価なものを購入できるようにしており、経済的負担の軽減のために工夫をしている。現在学校ではタブレット端末を配布するなどICT化を推進しており、今後これらを活用した経済的負担の軽減について検討を進めていく。	-	-
R3/4	9	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(3)		本答弁	2. 小中学校における子どもと保護者の負担軽減について (3) 学習用タブレットの貸与と持ち帰りを始めてから8か月経過したので、児童生徒、保護者、教職員の本音を引き出すアンケートを実施し、負担を感じている部分を「見える化」することを求める	小中学校の児童生徒に1人1台貸与しているタブレット端末については、使用を開始してから7か月が経過し、授業をはじめとして、学校における様々な場面において活用が進んでおり、また、児童生徒のタブレット端末の使用についても、習熟が進んでいるところである。児童生徒、保護者、教職員に対するアンケートについては、令和3年習志野市教育委員会第10回定例会において、教育委員より要望が出されているところであり、今年度中の実施に向けて現在準備を進めているところである。次年度以降、本アンケートの結果をもとに、更なるタブレット端末の積極的な活用に向けて研究し、生かしていく。	3学期にアンケートを実施予定であり、次年度以降、本アンケートの結果をもとに、更なるタブレット端末の積極的な活用に向けて研究し、生かしていく。	未

【教育委員会】令和3年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

区	議員名	党派	委員会	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要旨要約	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
						大	中	小					
R3/4	9 谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(4)		本答弁	2. 小中学校における子どもと保護者の負担軽減について (4) 現在の学習用タブレットが買い替えとなったとき、それ以降の無償貸与を継続できるのか	タブレット端末については、購入の契約において、5年間の製品保証サービスが付いており、最低でも現在のタブレット端末を5年間は使用することを想定している。その後の6年目以降のタブレット端末の更新については、「改めて購入する」、「リース契約を行う」、「現在のタブレット端末の保証期間を延長する」などの方法が考えられるが、国から明確な方針が現在示されていないことから、今後、費用負担に関する国の動向を注視し、十分に見極めた上で検討を進めていく。	今後、費用負担に関する国の動向を注視し、十分に見極めた上で検討を進めていく。	未
R3/4	9 谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			本答弁	4. 谷津南小学校のバス通学と環境整備について 奏の杜から谷津南小学校へのバス通学に貸し切りのスクールバスを導入することを求める。あわせて、バス通学の待機場所である通路の整備を求める。	現在、谷津南小学校へのバス通学は、路線バスを活用している。バスの運行にあたっては、これまで、バス運行会社である京成バス株式会社と運行方法や便数等について、協議をしてきた。こうした中、令和2年5月16日のダイヤ改正により登校時間帯の谷津干潟行きバスにおいて、6時台は4便から6便となる2便の増、7時台は6便から9便となる3便の増、8時台は5便から6便となる1便の増が行われ、登校時間に合わせ児童が多く利用する時間帯となる7時台から8時台前半の乗車について、分散化を図ることができた。なお、バス通学の今後についてだが、バス通学児童数は増加していくことを見込んでおり、登校時間に合わせ、多くの児童の利用が見込まれる時間帯の現状の便数では対応が厳しくなると考えている。これらを踏まえ、路線バスを活用している中、運行会社である京成バスと定期的に協議しており、今後も児童が安全にバス通学できるよう、努めていく。次に、環境整備についてだが、バス通学児童の下校時の待機場所については、昇降口から出た谷津南小学校バス停へ向かう学校敷地内の通路を待機場所としている。路面の凹凸や雨天時の水溜まりについては、教育委員会でも認識しており、昨年度、一部砂利を敷き、圧力を加え空気を押し出し密度を高める転圧を行い、整備をしたところである。しかしながら、本通路は学校行事等の臨時駐車場への通路として使用しているということもあり、全面的な改善には至っていないのが現状である。このことから現在谷津南小学校においては、校舎の大規模改修を行っているため、工事完了に合わせ通路についても改善するよう、検討していく。	路線バスを活用している中、運行会社である京成バスと定期的に協議しており、今後も児童が安全にバス通学できるよう、努めていく。	済
R3/4	9 谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			要望	貸し切りのスクールバスの導入は低学年の児童を優先するなど工夫しながら検討を進めることを要望する。		路線バスを活用している中、運行会社である京成バスと定期的に協議しており、今後も児童が安全にバス通学できるよう、努めていく。	済
R3/4	9 谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			要望	谷津南小学校付近のバス停、谷津干潟から校舎へ向かう通路は雨が降ると、植草の水溜まりができ靴が汚れてしまう。学童保育の児童も通る道であり、学童保育の保護者会は以前から改善を要望している。排水も悪いので、溜まった雨水の排水も含め、早い時期での通路の改善を求める。		バス通学児童の下校時の待機場所の路面の凹凸や雨天時の水溜まりについては、教育委員会でも認識している。現在、谷津南小学校においては、校舎の大規模改修を行っているため、工事完了に合わせ通路についても改善するよう、検討していく。	済
R3/4	11 関根 洋幸	元気な子どもをつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		本答弁	1. 教育行政について (1) コロナ禍における教育環境の整備、支援の取り組みについて	令和元年度終わりからの1年半に及ぶコロナ禍において、子ども達の「知・徳・体」にわたる成長を支えるため、教育活動を停滞させないよう、教育環境の整備、支援に取り組んできた。具体的には、学校での感染拡大を防止するため、トイレへの自動水洗の設置や飛沫防止用衝立、空気清浄機などの整備を行ってきた。また、修学旅行や校外学習のキャンセル代、臨時休業後に実施した簡易給食の費用などを公費負担にする事により、保護者の負担軽減を図った。さらに、学校行事を行うため、様々な対策を行っており、一例を挙げると、校外学習において、移動中のバスの中が密にならないようにバスを増便するなど、できる限り教育活動ができるよう支援している。学習では、1人に1台タブレット端末を貸与し、「子供の力を最大限に引き出す学び」を実現するため、実践を積み重ねてきた。また、国の実証事業を活用し、一部デジタル教科書を整備するとともに、原則として毎日使えるよう家庭に持ち帰ることとし、タブレット端末の操作の習熟度を高めている。今年9月の緊急布告発令時には、学校休業を余儀なくされたこともあり、対面授業とオンライン授業を選択できるハイブリッドの授業を実施した。その際、通信環境が整備されていない家庭については、ルーターを貸し出し、通信費は市が負担している。また、ICT教育を推進するため、教職員研修やICT支援員、ICT学習指導員を活用している。これからもコロナ禍においても、感染リスクを可能な限り低減し、子ども達が充実した教育活動が実施できるように、教育環境の整備、支援をしていく。		
R3/4	11 関根 洋幸	元気な子どもをつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問1	タブレット端末の持ち帰りの意義について伺う。	文部科学省は「端末を持ち帰り、自宅等での学習においてもICTを活用することは有効である」と、全国の教育委員会に対して通知している。本市でもこの考え方を踏まえて、家庭においても児童生徒がICT機器に触れる機会を持てるよう、タブレット端末を原則として毎日持ち帰るよう指導している。子ども達に情報活用能力をはじめ、言語能力や問題発見・解決能力等の資質能力を育成していくためには、日常的にICT機器に触れる機会を増やし、積極的な活用を図ることが大切であると捉えている。タブレット端末の持ち帰りの結果、学校でも家庭でも日常的にICT機器に触れる機会を増やすことにより、児童生徒の活用の幅が広がり、子ども達の創造力が高まり、可能性が広がっていくことを実感している。		

回	通番	職員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R3/4	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問2	教育長答弁において、国の実証事業を活用する中で、デジタル教科書を一部整備したとのことである。デジタル教科書は、タブレット端末の機能を生かした授業に有効と考えている。デジタル教科書の各学校での整備・活用の現状について伺う。	本市は、令和3年度に文部科学省の「学びの保証・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」に参加した。事業の取り組みとしては、小学校全校の5・6年生児童及び重点校である袖ヶ浦西小、袖ヶ浦東小、谷津南小の全児童、また中学校全生徒が市で指定した1教科のデジタル教科書を活用している。国による実証事業の他、本市独自の事業として、小学校に算数、中学校に国語と数学を自閉症・情緒学級の全児童生徒に配給し、現在活用を進めている。各学校においては、資料への書き込み機能や豊富な映像資料などを活用し、デジタル教科書の持つ指導への有効性を生かした授業が展開されている。一方で、課題も上がっている。デジタル教科書には、指導者用と学習者用があるが、学習の流れによって両者をどう使い分けるかという教員側の指導に関する課題である。また、理数教科において、問題解決学習を進める際に、児童生徒に答えが先に見えてしまうということも課題として挙げられている。教育委員会としては国が進めているデジタル教科書本格導入に向け各教科の有用性や改善点、教員の技能等について検証し、ICTを活用した子ども達の学びの質が向上するよう努めていく。	国が進めているデジタル教科書本格導入に向け各教科の有用性や改善点、教員の技能等について検証し、ICTを活用した子ども達の学びの質が向上するよう努めていく。	済
R3/4	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問3	タブレット端末をどのように学びに生かしているか、具体的な事例について伺う。	一例を挙げると、学校では授業の中で「Teams」という共有アプリを使用して、課題を全員に提示し、各自の学習状況によってそれぞれが考えをまとめたものを皆で比較したり共有したりするといった「深い学び」につながる授業形態を現在展開している。また、学校だけでなく、家庭への情報発信についても、タブレット端末の活用を始めたという学校もある。さらに、携帯電話などを持っていない児童生徒もSMSを発信できる環境をつくるため、まずはタブレット端末のデスクトップに専用のアイコンを設置をし、相談をしたい児童生徒がタブレット端末を通じて、相談窓口へ発信することのできる仕組みを整えているところである。私も授業を参観したが、主要教科だけでなく、音楽・美術・道徳など様々な教科で活用している場面もあり、活用が進んできていることを感じている。今後も各学校で取り組んでいるよい事例を他の学校に広めていくとともに、子どもの力を最大限引き出す学びとなるよう、学校現場に伝えながら効果的な活用を継続的に展開していく。		-
R3/4	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		要望	SOS発信のための環境整備は非常に素晴らしいことだが、発信のみでは効果は足りない。相互のやり取りができる仕組みが必要であり、増加するいじめや相談に対応できると考える。もう一歩踏み込んだSNSアプリケーションを使用した相談方法の新設を改めて要望する。		導入を検討していく。	未
R3/4	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		要望	地域の核である学校が、まちづくり会議と連携し、市への要望の場をつくり、議会や市役所で対応するのはよい。どのようにまちづくりが行われているか、行政・学校・議会が要望の可否に関わらず、実際に声を伝えることができる場所の提供を検討するよう要望する。		行政・学校・議会が実際に声を伝えあうことができる場所として、まちづくり会議等と連携していく。	済
R3/4	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問4	教育長答弁では、教育を推進するために教職員研修やICT支援員、ICT学習指導員を活用しているとある。先日、学校を訪問し、授業での活用の様子を確認させていただいた。先生方はそれぞれ工夫して、授業に取り入れて活用していたが、先生次第で活用に格差が出てしまうのではないかと懸念された。この格差をどう埋めていくか、そのためにどんな研修を行っているのかについて伺う。	学校内における教育、指導力の格差が生じないために、教育委員会として研修等に努めているところである。この研修については、今年度はこれまで8回、職員研修を開催してきた。その1回目の研修においては、文部科学省の担当室長を講師として、オンラインで「ICTの活用で教育はどう変わるか」をテーマに受講をしたほか、2回目以降については、デジタル教科書や授業で活用するアプリケーションの操作方法などに関すること、情報モラル教育やデジタル資料等における著作権に関する対応方法について実施したところである。しかしながら、現時点においては、教職員のICT機器の活用の技能について、習熟の差が生じていることも認識している。この差を埋めていくためには、今後、各教科の中における指導主事が中心となって、ICT支援員や、ICT学習指導員を有効活用し、研修に取り組んでいくことにより、指導主事と現場の教員の相互の指導力がさらに向上するよう取り組んでいく。	職員アンケートを実施し、教職員のニーズに沿った研修を計画していく。	未
R3/4	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問5	ICT支援員及びICT学習指導員の活用について伺う。	現在本市には、技術面の支援を行うICT支援員4名と、学習面の有効活用を指導するICT学習指導員1名がいる。ICT支援員は、ICTを活用した授業等を円滑に行うため、児童生徒に対しての授業中の機器の操作や、教材作成の支援、機器のトラブルの初期対応などを行うものである。一方、ICT学習指導員は、ICTの効果的な活用を行いながら、授業のねらいを達成することができるよう、教員に対し学校を巡回訪問しながら指導を行っている。このICT支援員とICT学習指導員がそれぞれの強みを生かしながら、タブレット端末の有効活用による高水準な教育の展開を図るべく、現場の教員の支援を行っているところである。	令和4年度もさらに支援を充実させていく。	未
R3/4	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問6	教員個々のICT活用力向上に様々な研修を行っていることは理解した。しかしながら学校毎によるICTの活用について、差を埋め各学校の水準を一定程度まで引き上げるには、指導主事の役割が大きいのと考える。習志野市ICT教育推進における指導主事の取り組みについて伺う。	指導主事は学校訪問をした際に授業におけるICT活用状況を確認するとともにデジタル教科書やタブレット端末の活用方法、他校での先進的な取り組みを紹介し活用の促進を図っている。職員ご指摘の通りICT活用の状況は同一の水準とは異なる状況ではない。指導主事の役割は、学校現場で授業に当たる教員の指導力向上である。教育委員会としては、教員の授業力が一層高まるよう、指導主事が知識や指導技術の習得に向けた研修等支援に取り組んでいく。	教員の授業力が一層高まるよう、指導主事が知識や指導技術の習得に向けた研修等支援に取り組んでいく。	済
R3/4	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		要望	教育委員会、指導主事が協力し合いながら、「子供の力を最大限引き出す学び」の実現ができるよう、そのための体制整備や負担を軽減するような働き方改革、そして教員や保護者、児童生徒に対してアンケートをしっかりと実施していただくよう要望する。		教職員へのアンケートは実施している。保護者・児童生徒へのアンケートは3学期に実施し、結果を分析して今後の取り組みに生かしていく。	済

【教育委員会】令和3年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通番	議員名	党派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R3/4	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		再質問7	先程の教育長答弁であったとおり、通信環境が整備されていない家庭にルーターを貸し出し、その通信費を市が負担しているとのことであった。コロナ禍における経済的に困難を抱える世帯への金銭的な支援は必要であると考える。習志野市においては、習志野市育英資金と入学準備金融資あっせん及び利子補給制度があると認識しているが、コロナ禍において利用件数に大きな変化があったか伺う。	習志野市育英資金は、令和元年度は19名、令和2年度は16名、令和3年度は20名に給与している。入学準備金融資あっせん及び利子補給制度については、令和元年度が6名、令和2年度は5名に利子補給を決定し、令和3年度は現在募集中のため数値は確定していない。いずれの制度においても、コロナ禍の影響によって、大きな変化があったとは教育委員会では認識していない。	-	-
R3/4	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		再質問8	市の制度の利用者がコロナ禍において大きな変化がないとのことだが、国や県はコロナ禍において何か支援制度を行っているのか伺う。	コロナ禍において経済的な困難を抱える世帯に対して、国や県は様々な支援制度を行っている。一例として千葉県教育委員会が行っている、千葉県公立高等学校等奨学のための給付金がある。これはコロナ禍の家計急変により、経済的に困難を抱える世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するための制度である。世帯の収入や進学する学校種に応じ、最大年額14万7000円が給付されている。この費用については一部、国が補助しているものもある。その他国や県以外にも、日本学生支援機構の給付型奨学金などの制度があると認識している。	-	-
R3/4	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		要望	在学中の姿勢や評価を要件の必須として、子ども達の学びの意欲に響くような制度を検討していただきたい。	-	要望にあるような制度をすでに実施しているところである。	済
R3/4	12	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3			本答弁	3. 学校給食費の無償化について検討を求める 学校給食は「食育」として位置付けられた教育活動の一環です。千葉県内では、学校給食費の無償化が広がっています。千葉県教育長は「市町村が実施する学校給食費の無償化について、支援を検討していく」とのことです。習志野市も学校給食費の無償化について検討を求めますがいかがですか？	学校給食法では施設整備費や調理にかかる人件費など、食材にかかる費用以外は学校設置者が負担することとされており、このことから食材にかかる費用についてのみ保護者に負担していただいている。生活困窮世帯については、生活保護や専任保護認定を受けることによって公費負担としており、令和2年度は生活保護認定者113人、専任保護認定者799人である。教育委員会としては、生活困窮世帯について、支援はしっかりとできていると認識している。	-	-
R3/4	12	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3			再質問1	生活困窮者のその年度ごとの新たな人数や、その年に専任保護申請を何人行ったかというような把握もできていないのではないか。教育委員会が保護者の生活実態をきちんと把握し、学校給食費の無償化をできるところから検討を求める。	専任保護の申請人数と認定人数については、11月に市議会に資料提出させていただいている。小学校直近3年においては、平成30年度は申請人数426名に対して認定は402名、中学校については申請287名に対して267名の認定、平成31年は小学校402名の申請に対して386名、中学校297名の申請に対して274名、令和2年は小学校412名に対して381名、中学校の令和2年度は331名に対して318名認定している。学校、教育委員会でも案内しているが、全ての方が専任保護制度に乗っているとは言い切れない部分もある。周知については学校により、教育委員会が発出している文書、児童を通じて保護者にわたるような形や、ホームページでも紹介しながら進めている。生活に困難をされている市民の方に対し、窓口で真摯に耳を傾けていく。困っている市民の方にはしっかりと手を差し伸べることが行政の責務である。生活困窮を事由にして給食費の滞納がなされている方について、専任保護制度の案内をすると共に、分納整理についての案内も丁寧に行っている。給食費の無償化について、教育長答弁を踏まえて、本市の予算で進めてはめると、全体像から見ると本市における学校給食事業は支出事業として約18億円必要となる。財源としては約10億円を公費、要するに市民の税金で賄っている。約8億円は保護者の方から学校給食の費用として計18億円で賄っている。仮に児童生徒全員を対象に学校給食費を完全無償化に取り組んでいけるとなると、新たに約8億円の負担増が生じ、新たな財源を確保することが毎年必要となる。現状では、国や県からは無償化に向けた明確な施策の方向性、財源のどちらも示されていない状況である。本市においては、未来を拓く高水準な教育と生涯にわたる学びを推奨するべく、様々な事業にすでに取り組んでいる。今後も従来から取り組んできた学校施設の老朽化対策、新たに国が推進している学校のICT環境の整備など、未来を担う子ども達の教育環境の整備に取り組んでいく必要がある。学校給食費の無償化のほか、学校や地域などからも様々な要望をいただいているが、限られた財源の中において、その要望を全て実現することは不可能である。将来世代、今学校で学んでいる子ども達に過度な負担を先送りすることなく、施策の優先度を定めていくことも、今を生きる私たちに課せられた使命であると考えている。このようなことから、国や県から財源が示されていない現時点において、学校給食費の完全無償化を推進する、検討する段階ではないと考えている。	-	-
R3/4	13	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	都市環境部	街路整備課	交通安全対策について	2	(2)		本答弁	2. 交通安全対策について (2) 危険箇所への対応について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R3/4	13	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	交通安全対策について	2	(2)		再質問1	市内における緊急点検で確認した74の危険箇所以外の通学路の安全対策について伺う。	八街市で起きた事故を踏まえて緊急点検を行い、74箇所について千葉県へ報告した。この緊急点検のほか、教育委員会が事務局となり、市長事務部局や各学校の保護者の代表、校長などの管理職、習志野警察署で構成している通学路安全対策協議会において、毎年6月から7月にかけて、通学路の安全点検を実施している。安全点検で指摘をされた箇所については、学校や関係機関との連携を図りながら、通学路の安全確保に毎年努めている。	-	-
R3/4	13	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	交通安全対策について	2	(2)		要望	危険箇所はわかっているにもかかわらず対応しきれない部分もあるが、子ども達や市民の安全のために協力し合い、交通事故等が起きないようにこれからも取り組んでいただきたい。	-	教育委員会が事務局となり、市長事務部局や各学校の保護者の代表、校長などの管理職、習志野警察署と連携し安全確保に努める。	済
R3/4	13	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	政策経営部	総合政策課	都市再開発について	3	(1)		本答弁	3. 習志野文化ホールの今後について (1) 習志野文化ホールがJR津田沼駅南口に建設された背景、今日までの経過及び今後について	大項目の質問は、市長答弁	-	-

回	通番	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R3/4	13	相原 和幸	元気な若者をつくる会	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	3	(1)		再質問2	現在、文化ホールは公益財団法人智志野文化ホールが指定管理者となり運営しているが、現在の状況について、市としてどのような見解を持っているのか伺う。	「公益財団法人智志野文化ホール」は、公益財団法人として、公益性・公共性を認識し、文化ホールの運営にあたっている。また、指定管理者としては、経営意識をもって、貸館事業や自主文化事業、芸術文化振興事業などに取り組んでいる。教育委員会としては、毎年度実施しているモニタリングでも、良好な結果であることから適正に管理・運営されていると評価している。	-	-
R3/4	13	相原 和幸	元気な若者をつくる会	生涯学習部	社会教育課	都市再開発について	3	(1)		再質問3	現在、民間活力の導入の観点で、指定管理者制度により文化ホールを運営しているが、新たな文化ホールの運営手法については、どのように考えているのか伺う。	新たな文化ホールについては、現在、再建設について協議、検討が進められているところである。その運営手法については、基本構想が固まった後に検討していく。	基本構想が固まった後に運営手法を検討する。	未
R3/4	19	小川 利枝子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 特色ある学校教育について (1) 公立学校における学校教育の取り組み状況について	本市では特色ある学校教育として、国語や社会などの教科に加え、障がい者理解・防災・環境・国際理解教育などの取り組みを各学校の実態や地域の特性に応じて実施している。各校の取り組みの一端を申し上げますと、小学校では、国際理解、障がい者理解教育として、千葉県オリンピックパラリンピック教育推進校の指定を受けた学校があり、先行的な取り組みを行い、スポーツに対する志向はもろんのこと国際理解、障がい者理解を推し進めることができている。防災教育では、文部科学省より指定を受け、「自他の命を守る防災教育」として、広く県内外にその教育実践について発表した学校がある。その実践は現在も継続され、防災教育を通してインクルーシブ教育の推進を行っている。また、地域と連携した防災教育、地震・津波を想定した保育所との合同避難訓練など、自校内にとどまらず、共助の姿勢を言っている学校もある。その他、千葉県の指定を受けて「小中高連携を志した英語の指導法」の研究を行い、英語で自分の考えや思いを伝える表現力の育成を図っている学校、谷津干潟を主眼とする環境教育に取り組む学校等がある。中学校では、千葉工業大学と連携授業を行い、ロボット・人工知能研究に触れることにより、上級学校で学ぶ視野を広げ、「学び」に対する深化を図り、将来の職業観を養う機会としている学校もある。市内の公立学校においては、それぞれの地域の特性と伝統を生かし、特色ある学校教育を行っている。また、智志野高等学校においては文武両道を掲げ、魅力ある学校、選ばれる学校を目指している。これまでも学校は、地域コミュニティの核としての役割を担っており、今後も児童生徒の育成環境の総合的な充実に向け、学校と家庭、地域の人々との連携をさらに図っていく。	今後も、児童生徒の育成環境の総合的な充実に向け、学校と家庭、地域の人々との連携をさらに図っていく。	済
R3/4	19	小川 利枝子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問1	「特色」への取り組みは、学校教育においては、教育課程などの何処に位置付けられるのか、また、「特色」の選定方法について、伺う。	初めに、各学校で行われている「特色ある学校づくり」の位置づけである。文部科学省では教育課程の編成に当たり、各学校の教育目標の実現を目指し、教育の内容を選択していくことを求めている。それを受け、市内各学校では学校教育目標の中において育てたい力を明確にし、教育課程を編成している。その実現のため教科等を選択しての研究や、体験活動の内容を検討し実践していくことが特色ある学校づくりの取り組みである。次に、各学校における「特色」の選定方法についてであるが、各校の学校教育目標具現化のため一つとして、教科等を選択して自主研究に取り組むことを目的に、校内会議で、年度ごとに「特色」の選定を行っている。校内会議では、どのような研究を行うかについて学校の特色を出すための協議をしている。具体例を申し上げますと、教育長答弁にもあった防災教育については、文科省や県の指定を受けて研究を行い、その後も研究を継続している学校がある。教育委員会としては、各学校で行われている特色ある学校づくりを支援していく。	各学校で行われている特色ある学校づくりを支援していく。	済
R3/4	19	小川 利枝子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問2	防災教育の実態と今後について、伺う。	東日本大震災の発生以来、国や県は発災段階に応じた防災教育の実施を推進している。本市としては、智志野市教育委員基本計画の中で、安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開を施策として位置付けている。各学校においては、総合的な学習等の授業の中で現在及び将来直面する災害に対して、どう向き合い行動するかについて学んでいる。一例を申し上げますと、袖ヶ浦西小学校は小規模校ではあるが、特別支援学級が4学級あり、インクルーシブ教育に力を入れている。そこで本年度、市内の防災士を招き、自校体験や車椅子体験を通して体が不自由な方が災害にあった時感じる大変さや困り感を児童が実際に体験することで、障がいのある方への配慮の視点、共助の心を育む防災教育を行った。また、危機管理課の協力のもと防災マップを作成し地域に発信することで、安全なまちづくりに子ども達が参画することができた。教育委員会としては、各学校が取り組む特色ある防災教育・福祉教育等の事例を積極的に市内各小中学校へ発信、紹介するとともに、学校と外部機関との連携や、地域の人材の活用を図り、充実した防災教育が行うことができる体制を支援していく。	各学校が取り組む特色ある防災教育・福祉教育等の事例を積極的に市内各小中学校へ発信、紹介するとともに、学校と外部機関との連携をさらに図っていく。	済
R3/4	20	宮城 壮一	民意と歩む会	生涯学習部	中央公民館	生涯学習について	3			本答弁	3. 公民館などの配布について 配布方法について伺う。	市内全ての公民館で発行している公民館報は、地域の特性を生かした各種講座の開催や、施設を利用しているサークル活動の紹介、文化祭などのイベント情報、さらには、地域にまつわる情報を発信するため、その発行は、生涯学習を推進する公民館の重要な役割であると認識している。このことから、館報については、近隣の小中学校、幼稚園、保育所、その他、図書館やコミュニティセンターなどの関係機関に配布するほか、従前より地元町会・自治会の協力を得て、各公民館エリアの家庭に各戸配布をしてきたところである。また、現在、夷花、袖ヶ浦、谷津及び新智志野の4公民館については、指定管理者制度を導入しているが、直営にて運営している中央公民館、菊田公民館を含め、全て設置者は教育委員会であり、社会教育法に定められた教育機関として、本市の生涯学習の要となっている。そのことから、直営か、指定管理かに関わらず、公民館報の果たす役割も重要なものであり、その発行及び配布についても、同様の実施している。なお、館報の配布方法については、インターネットの普及等の社会変化を踏まえ、ホームページに掲載するとともに、館報の果たす役割を維持しながら、各町会・自治会の負担を軽減することができるよう、各戸配布から回覧への変更を順次行っている。	館報の配布方法を回覧に順次変更する。	未

【教育委員会】令和3年第4回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告順	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R3/4	20	宮城 壮一	民意と歩む会	生涯学習部	中央公民館	生涯学習について	3			再質問1	指定管理館である新習志野公民館などでは、営利企業が運営しているにも関わらず、町会自治会へ手数料も支払わず、ボランティアで各戸配布をお願いしているが、問題ではないのか。	先ほど教育長の答弁にあったとおり、公民館報は教育機関としての重要な事業として、直営、指定管理に関わらず、これまで各戸配布を行ってきたが、インターネットの普及、紙の削減を通じた環境配慮の観点、また、町会・自治会の方々に負担をかけている状況もあることから、ホームページへの掲載と、閲覧方式へ順次変更をしている。この変更により、公民館の情報を地域の方々に知っていただくという館報の目的を損なわず、町会・自治会の方々の負担も軽減できると考えている。また、全市的にお知らせが必要な公民館講座の開催について、4月、9月、12月と年3回、広報習志野に特集ページを掲載し、周知している。	館報の配布方法を回覧に順次変更する。	未
R3/4	20	宮城 壮一	民意と歩む会	生涯学習部	中央公民館	生涯学習について	3			再質問2	公民館報の配布方法を回覧に変更すると読む人が減ってしまうのではないのか。	公民館報の配布方法を回覧に変更した場合、これまで同様、各世帯に公民館報はいきわたるものの、館報が手元に残らず、目に触れる機会が減ってしまうことも考えられる。今後、公民館報はホームページにも掲載していること、お手元に必要な方には各公民館で配布していることなどを館報に記載するほか、各まちづくり会議での説明などを通じて、十分に周知する。また、市内図書館やコミュニティセンター、市庁舎などの関係機関においても、市内全ての公民館報が入手できるよう、対応していく。このことにより、新たな経費をかけることなく、公民館の情報を地域の方々に知っていただくという館報の目的は果たせるものと考えている。	館報の配布について、まちづくり会議等で周知する。	未
R3/4	20	宮城 壮一	民意と歩む会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4			本答弁	4. プラッツ習志野の施設予約について施設予約の受付方法について伺う。	プラッツ習志野の施設予約については、中央公民館や中央公園体育館、テニスコート、野球場は、指定管理者が整備した予約システムにて行い、市民ホール、多目的広場は窓口にて行えるようになっている。申請の開始時期は、予約システムから申請する施設及び多目的広場は、使用する3カ月前から、市民ホールは使用する6カ月前からとなっている。予約システムを利用するためには、事前に団体登録を行ってもらい、発行されるIDを利用して、予約システムにログインし、予約する仕組みとなっている。予約システムでは、パソコンやスマートフォンから、いつでも、どこでも予約ができ、各施設の予約状況も確認できることから、利用者の利便性の向上に繋がっていると認識している。	-	-
R3/4	20	宮城 壮一	民意と歩む会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4			再質問1	プラッツ習志野の予約システムをスマートフォンで表示すると、表示が崩れ、画面からはみだしてしまう等の不具合が生じる。改善が必要と考えるが、如何か。	プラッツ習志野の予約システムは、複合施設の運用に合わせて、独自に指定管理者が整備したシステムである。ご指摘の不具合が発生することは確認しており、利用者に不便をかけているため、指定管理者に早期の改善を要請している。	指定管理者において12月中に改善を行う。	済
R3/4	20	宮城 壮一	民意と歩む会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4			再質問2	プラッツ習志野予約システムの不具合について、指定管理者に早期の改善を要請しているとの答弁だったが、具体的にいつ頃改善されるのか。	予約システムの不具合の改善時期を指定管理者に確認したところ、本年12月中の改善を予定しているとのことである。	-	-
R3/4	20	宮城 壮一	民意と歩む会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	4			再質問3	プラッツ習志野の指定管理者において、指摘した予約システム以外に整備したシステムはあるのか。また、他の施設で指定管理者が整備した予約システムはあるのか。ある場合に、同様の不具合は発生していないのか伺う。	プラッツ習志野の指定管理者が整備したシステムは、予約システムのみである。また、プラッツ習志野以外の施設において、指定管理者が整備した予約システムはない。	-	-

令和3年習志野市議会第4回定例会 議案 答弁主旨調査票

部名	課名	議案名・議案概要	提案理由	質問要旨	答弁要旨	結果
生涯学習部	生涯スポーツ課	<p><b>【議案名】</b> 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p><b>【議案概要】</b> 習志野市秋津野球場の照明塔を撤去することに伴い、野球場の使用時間を、現行午後9時までのところを午後6時までに変更し、照明設備使用料を廃止するものである。</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日より</p>	<p>秋津野球場の照明塔を撤去することに伴い、改正するものである。野球場の使用時間の終了時刻について、現行午後9時までのところを午後6時までに変更し、照明設備使用料を廃止するものである。</p>	<p><b>【定例会総括質疑】</b> [質問1] 照明塔の当初の設置費用はいくらか。 [質問2] 照明塔は何基あるのか。 [質問3] 照明塔を新たに設置した場合、スポーツ施設としてはかなりの高額な設備投資になる。今後、新たに照明塔は設置しないのか。 [質問4] 年間どのくらい利用されているのか。 [質問5] 10億円以上の事業はPFI事業の検討対象になると以前、資産管理課長は答弁している。秋津の改修でPFIを導入するのか。 [質問6] 指定管理はビックビジネスである。毎年安定して指定管理料が入ってくる。秋津の改修事業は10億円以上の事業規模になるのか。</p> <p><b>【文教福祉常任委員会】</b> [質問1] 工事の終わりはいつまでになるのか。 [質問2] 大きな大会の誘致の話はないのか。 [質問3] 照明塔を無くしてしまっただけで公園自体が暗くならないか。</p> <p>[要望] 冬季は早く暗くなる。照明塔が無くなることで、公園自体が暗くなることのないようにしてほしい。</p> <p><b>【定例会総括審議】</b> 質疑なし</p>	<p><b>【定例会総括質疑】</b> [質問1] 把握していない。 [質問2] 6基である。 [質問3] 設置しない方針である。</p> <p>[質問4] 年間では20日前後である。 [質問5] 現在、検討中であり、事業手法は決定していない。昨年度の調査結果からはPFIも候補の1つである。</p> <p>[質問6] なる。</p> <p><b>【文教福祉常任委員会】</b> [質問1] 工程表では2月末には工事自体は終わる。 [質問2] 予定はない。 [質問3] 照明塔が無くなっても園路には影響は無いと考えている。園路には園路用の街灯があり、園路部分については都市環境部の所管であることから、生涯学習部としては回答しかねる。</p> <p><b>【定例会総括審議】</b> 質疑なし</p>	<p><b>【文教福祉常任委員会】</b> 全員賛成 可決</p> <p><b>【定例会】</b> 全員賛成 可決</p>

部名	課名	議案名・議案概要	提案理由	質問要旨	答弁要旨	結果
生涯学習部	社会教育課	<p><b>【議案名】</b> 指定管理者の指定について（習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館及び習志野市立谷津図書館）</p> <p><b>【議案概要】</b> （公の施設の名称） 習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館及び習志野市立谷津図書館</p> <p>（指定管理者） 東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社 図書館流通センター</p> <p>（指定の期間） 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで （5年間）</p>	<p>東習志野図書館、新習志野図書館及び谷津図書館の指定管理者の指定について、選定に当たり、本年6月15日から8月6日までの期間で募集を行い、1法人から申請があった。</p> <p>なお、3館を一括して管理運営する指定管理者を募集した。申請等の手続きは、公正性、競争性を確保して適正に行い、提案内容の審査、評価を実施した結果、「株式会社 図書館流通センター」を指定管理者の候補者として選定した。</p> <p>同法人は、図書館管理運営業務の受託等を目的とする事業者で、全国各地の図書館における、指定管理者としての実績を活かした管理運営が期待できる。</p> <p>また、提案内容から、研修体制の充実や資格取得のための支援制度により、専門的知識を持つ職員の確保・育成に努めていること、さらに、多様な利用者層を想定した広報や多彩な事業の展開を通じ、高いレベルでの市民サービスの提供が見込まれることなど、本市が求める水準を十分に満たしていると判断した。</p> <p>指定期間は、令和4年4月1日から5年間とする。</p>	<p><b>【定例会総括質疑】</b></p> <p>[質問1] 3館一括で1者のプロポーザルによる入札となっているが、なぜこのような入札になるのか。</p> <p><b>【文教福祉常任委員会】</b></p> <p>[質問1] これまでの5年間のうち、コロナ禍での事業の状況は。</p> <p>[質問2] 2012年から指定管理者による管理運営となったが、3館一括とした経緯は。</p> <p>[質問3] 司書の配置や待遇はどのようになっているのか。</p> <p>[質問4] 応募が1者だが、公募の周知方法は。</p> <p>[質問5] 新たな5年間で変わるところはあるのか。</p> <p>[質問6] 有料のサービスはあるのか。</p> <p>[質問7] 司書以外の人員配置はどのようになっているのか。</p> <p>[質問8] 館長補佐の条件は。</p> <p>[質問9] 配置されている人員は正社員か、契約社員か。</p> <p>[質問10] 図書館協議会を設置しないのは何故か。</p> <p>[質問11] 社会教育委員に図書館に詳しい者はいるのか。</p> <p>[要望] 図書館協議会の設置を検討するように。</p> <p>[質問12] 提案された新規事業について、開始時期は提示されているのか。</p> <p><b>【定例会総括審議】</b></p> <p>[反対討論1] 指定管理を導入したが、目指した効果が実現できているのか。1者の応募では競争の原理が働かない。指定管理者の指定について反対する。</p> <p>[反対討論2] レファレンスや障がい者等に対する多様なサービスが求められている。不安定な雇用に置かれていると安定して専門性を高めることが出来ない。文化振興や社会教育の衰退である。直営に戻し、地域密着で運営していくことを求める。</p>	<p><b>【定例会総括質疑】</b></p> <p>[質問1] 前回の更新時は2者の応募だったことから、今回は全国各地から応募できるよう仕様書を変更したが、説明会に2者、応募は1者となった。</p> <p><b>【文教福祉常任委員会】</b></p> <p>[質問1] 通常の感染対策を行うとともに、返却された本の消毒などを実施。自主事業は中止となった。</p> <p>[質問2] 直営館である中央図書館を中心に4館で一つの図書館として運営しているが、1事業者による管理で図書館間の連携がスムーズにでき、通常時及び緊急時の指示、命令系統が一本化できる。事業者は一括受託することで、管理経費の削減や柔軟な人員の配置ができ、運営費の軽減が図れるため、提案される指定管理料の縮減が期待できる。</p> <p>[質問3] 提案では、館長以下、常勤職員と非常勤職員で計30人の配置を予定し、内、司書は19人。司書率は約63%で、仕様書で求める5割を超えている。待遇として司書手当が付く。</p> <p>[質問4] 広報誌や市ホームページへの掲載に加え、業界向けの新聞にも掲載した。</p> <p>[質問5] フェイスブックやツイッターなどによる情報発信。電子図書館の導入。児童向けサービスの充実。自主事業として情報取得講座の開催、多文化コーナーの設置、デジタルアーカイブの継続などが提案されている。</p> <p>[質問6] 工作教室等で実費相当を徴収することがあるが、基本的に無料。</p> <p>[質問7] 各館に館長、館長補佐とスタッフが配置されている。館長は司書ではないが、館長補佐は一定程度の経験年数を有している司書としている。</p> <p>[質問8] 3年程度図書館実務を経験した司書。</p> <p>[質問9] 全員契約社員だが、無期限雇用もある。</p> <p>[質問10] 図書館運営の根幹に係わるようなことに関しては社会教育委員会に諮っている。</p> <p>[質問11] 現在の社会教育委員には、市内で長い間、子ども達に読み聞かせをする文庫活動を続けている方がおり、図書館利用者の立場からの意見を伺うことができる。</p> <p>[質問12] 議会で議決を得てから協議を開始するため現時点では未定だが、電子図書館についてはできるだけ早く実施したい。</p> <p><b>【定例会総括審議】</b></p>	<p><b>【文教福祉常任委員会】</b> 賛成多数 可決</p> <p><b>【定例会】</b> 賛成多数 可決</p>



## 報告事項(2)

臨時代理の報告について

(令和3年度教育費予算案(11号補正)について)

習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、新型コロナウイルス感染症対策に要する予算の補正を行うにあたり臨時代理したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告する。

令和4年1月19日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

令和3年度教育費予算案(11号補正)説明書

(単位:千円)

(1)歳出概要及び財源内訳

No.	款・項・目	事業名	事業概要等	事業費 (申入れ額)	事業費 (確定額)	財源内訳				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	10.4.2 (習志野高校)	高等学校管理運営費	新型コロナウイルス感染症対策として、学校全体を活用して分散授業を実施するために必要となるネットワーク整備を行う。 また、補正による対応であるため、年度内完了が見込めないことから、併せて繰越明許費を設定するものである。 システム業務委託料 40,706千円 備品購入費 33,430千円	74,136	74,136	765	0	0	0	73,371
2	10.4.4 (習志野高校)	高等学校施設整備事業	新型コロナウイルス感染症対策として、学校全体を活用して分散授業を実施するために必要となるネットワーク整備を行う。 また、補正による対応であるため、年度内完了が見込めないことから、併せて繰越明許費を設定するものである。 施設整備改修工事 23,940千円	23,940	23,940	0	0	0	0	23,940
3	10.6.3 (中央公民館)	公民館施設整備事業	新型コロナウイルス感染症対策として、市内公民館の和式便器を感染リスクの低い洋式便器に改修する工事を行う。 また、補正による対応であるため、年度内完了が見込めないことから、併せて繰越明許費を設定するものである。 施設設備改修工事 24,570千円	24,570	24,570	0	0	0	0	24,570
合 計				122,646	122,646	765	0	0	0	121,881

補正前の額	補正額	補正後の額
318,048	122,646	440,694

(2)繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
		内 容	
10 教育費	4 高等学校費	高等学校管理運営費	74,136
		分散授業を実施するために必要となるネットワーク整備に係る費用	
		高等学校施設整備事業	23,940
		分散授業を実施するために必要となるネットワーク整備に係る費用	
	6 社会教育費	公民館施設整備事業	24,570
感染症対策等を行いながら円滑に教育活動を行うための費用			

議案第1号

令和3年度教育費予算案(3月補正)について

令和3年度教育費予算案(3月補正)について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和4年1月19日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

国の補正予算活用に伴う小学校大規模改修工事に係る経費の増額及び市立全小中学校への感染症対策を徹底する取組に必要な費用の補助に係る経費の増額等を行うため、令和3年度3月補正予算案として、市長に申し入れるものである。

## 令和3年度教育費予算案(3月補正)説明書

(1)歳出概要及び財源内訳

(単位:千円)

No.	款・項・目	事業名	事業概要等	事業費	財源内訳				
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	10.2.3 (教育総務課)	小学校大規模改造事業	国の予算による補助金を活用し、令和4年度に実施予定の実籾小学校及び谷津南小学校の大規模改修工事を前倒しで実施する費用について、増額補正をするものである。 また、3月補正による対応であるため、年度内完了が見込めないことから、併せて繰越明許費を設定するものである。 施設設備整備委託料 12,012千円 施設設備改修工事 645,920千円 建設事業負担金 6,415千円	664,347	86,822	0	574,400	0	3,125
2	10.6.6 (鹿野山少年自然の家)	鹿野山セカンドスクール事業	セカンドスクールの送迎バス運行委託料について、契約差金が生じたことから減額補正するものである。 車両運行委託料 △7,720千円	△ 7,720	0	0	0	0	△ 7,720
3	10.7.1 (教育総務課)	新型コロナウイルス感染症学校衛生管理事業	教育活動を継続するため、感染症対策を徹底する取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組に必要となる費用を補助する。 また、3月補正による対応であるため年度内完了が見込めないことから、併せて繰越明許費を設定するものである。 消耗品費 36,652千円 備品購入費 698千円	37,350	18,675	0	0	0	18,675
合 計				693,977	105,497	0	574,400	0	14,080

補正前の額	補正額	補正後の額
53,706	693,977	747,683

(2)繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
		内 容	
10 教育費	2 小学校費	小学校大規模改造事業	664,347
		実籾小学校及び谷津南小学校大規模改修工事に係る費用	
	7 保健体育費	新型コロナウイルス感染症学校衛生管理事業	37,350
		感染症対策等を行いながら円滑に教育活動を行うための費用	

協議第1号

秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針(案)について

秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針(案)について、別紙のとおり協議する。

令和4年1月19日協議

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

## 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針（案）概要版

### （１）策定の目的

誰もがスポーツを楽しむことによって、心身ともに健全になり、健康の維持増進、体力向上を図り、豊かなスポーツライフを実現するための施設とする。

両施設をスポーツ振興のシンボルにすると共に、従来の用途以外にも利用用途を広げていくことで、将来にわたって市内外から多くの人々が訪れ、交流する施設とする。

### （２）目指すべき秋津公園内スポーツ施設像

「オール習志野で実現する、スポーツが生み出す多世代の交流拠点」

### （３）施設の現状と課題

■野球場=放送設備の故障、観客席の老朽化、温水シャワーの設置（現状、水しか出ない）、散水設備の不具合、防球ネットの老朽化、公認野球場の広さが確保できていない、更衣室の不足

■サッカー場=得点板・時計の老朽化、シャワー室の老朽化、雨漏りの発生、観客席の老朽化、一部設備がバリアフリーに未対応（多機能トイレの非設置等）、スプリンクラーの不具合、トイレの老朽化（洋式化及び授乳室設置の必要性）、足元誘導灯の破損、未利用の諸室の存在

■天然芝維持のため、費用が掛かり、利用制限が多い。

### （４）整備内容

施設の老朽化対策、グラウンドの人工芝化、バックスタンド設置場所確保等

### （５）事業スケジュール（案 / 従来方式の場合）

年度	事業内容
事業化の前年度	・ P F I 導入可能性調査（リスク分担の検討、V F Mの検討）
事業化 1 年次	・ 設計
事業化 2 年次以降	・ 施設改修工事、人工芝化工事 ・ 供用開始（工事完了次第）

<参考>方針策定までの予定

(R4/1/19)教育委員会会議で協議⇒(3/30)教育委員会会議で議決

### （６）想定される事業スキーム

従来方式（公共整備＋指定管理者制度）、P F I 方式（P F I ＋指定管理者制度）

### （７）再整備の効果

市民利用の拡大、施設の安全性の確保、利便性の向上、財政負担の軽減、地域消費の拡大 他

---

秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備  
基本方針（案）

---

令和4年3月

習志野市教育委員会

# 目次

第1章 方針の概要.....	1
1. 方針策定の目的.....	1
2. 事業の経緯と概要.....	1
3. 方針の位置付け.....	2
第2章 再整備の方針.....	4
1. 目指すべき秋津公園内スポーツ施設像.....	4
2. 施設目標.....	4
3. 整備方針.....	4
4. 事業範囲.....	4
第3章 秋津公園内スポーツ施設の現状と課題.....	5
1. 秋津公園の概要.....	5
2. 各施設の現状と課題.....	6
3. 課題等の整理.....	15
第4章 整備の概要.....	16
1. 各施設の老朽化対策.....	16
2. 秋津野球場グラウンド、秋津サッカー場グラウンドの人工芝化.....	17
3. 各施設の機能向上.....	22
第5章 再整備後のイメージ.....	24
1. 整備後の施設イメージ.....	24
2. 再整備後の運営計画.....	27
3. 費用負担・維持管理費・運営費.....	29
4. 想定される効果.....	30
第6章 事業手法.....	31
1. 事業手法.....	31
2. 事業スキームの検討.....	31
3. PFI方式で想定される事業スキーム.....	33
第7章 事業スケジュール.....	34
1. 従来方式の場合.....	34
2. PFI方式の場合.....	34



## 第1章 方針の概要

### 1. 方針策定の目的

秋津野球場と秋津サッカー場は、施設の老朽化と稼働率の低さ、及び多額の維持管理費が課題となっており、安全性と利便性を高める老朽化対策の改修を契機として、これらの課題の解決を目指します。

具体的には、両施設のグラウンドを人工芝化し稼働率の向上と維持管理費の削減を図るとともに、駐車場の有料化を行い施設全体の収益性を高めます。また、現在、年間約5,000万円要している指定管理料を大幅に削減するなど、市民サービスの向上と財政負担の軽減の両立を図ります。

野球場、サッカー場は、再整備後も一定規模の大会ができる機能を維持することはもちろん、幼児期、ジュニア期、学生世代、働き盛り世代、子育て世代、高齢者の各世代の人や障がい者など、誰もがスポーツを楽しむことによって、心身ともに健全になり、健康の維持増進、体力向上を図り、豊かなスポーツライフを実現するための施設とします。

また、両施設を習志野市のスポーツ振興のシンボルにすると共に、従来の用途以外にも利用用途を広げていくことで、将来にわたって市内外から多くの人を訪れ、交流する施設とします。

本方針は、事業実施における方針、範囲、スケジュール等についてまとめるものです。

### 2. 事業の経緯と概要

秋津野球場と秋津サッカー場は、習志野市内で市・県レベルの大会を開催できる唯一の施設でありながら、開設から約40年が経過しているため、施設の老朽化が深刻であることと共に、設備が時代のニーズに対応できておらず、市民の利用に課題が生じている状況です。

また、両施設のグラウンドには天然芝が敷設されており、サッカー日本代表が練習会場として利用する等、その質は高く評価されていますが、一方で、維持管理の都合から複数の利用制限を設けているため稼働率<sup>\*1</sup>は、野球場が約20%、サッカー場が約15%と低く、さらに、両施設の天然芝の1年間の維持管理費は、合計約30,000千円（施設の指定管理料の約60%）と高額であることが、利用及び財政面での課題となっています。

令和2年度には、秋津野球場と秋津サッカー場を含む秋津公園の他、その周辺公共施設及び秋津近隣公園予定地を含めた「秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備の官民連携事業手法等調査」を実施し、一体的再整備の事業手法を検討しましたが、当調査の結果、周辺の公共施設を加えた再整備及び秋津近隣公園予定地への民間収益施設の設置や独立採算での事業運営の実現可能性については難しいとの結論に至りました。

こうした状況を踏まえ、事業範囲を秋津公園内のシンボルであるスポーツ施設等に限定し、本方針を策定することとしました。

なお、国は、スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元することで、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことを目指すとしており、また、「経営的に自立したスポーツ関連組織」について、プロスポーツや企業との連携等による収益事業の拡大を図り、スポーツによる地域活性化を持続的に実現できる体制を構築するとしています。

※1 ここでの稼働率は、365日から年末年始の閉業日（6日間）を除いた日数を母数として算出しており、雨天等による閉業日は含まれていません。

### 3. 方針の位置付け

習志野市では、習志野市文教住宅都市憲章の理念のもと、平成26年3月に「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を将来都市像に掲げた習志野市長期計画を策定し、健康・体力をはぐくむスポーツ施設の整備を推進しており、老朽化が進むスポーツ施設について、市民が快適に利用できるよう改修などに取り組んでいます。

本方針は、上記習志野市長期計画を踏まえ策定された各種計画のうち、次の計画に基づき市教育委員会として策定するものです。

#### （1）公共施設関連計画

##### ●第2次公共建築物再生計画（令和2年3月改定）

この計画では、秋津野球場は令和16年度、秋津サッカー場は令和14年度に長寿命化改修に着手することとなっているため、次期見直しに合わせて本方針と整合を図ります。

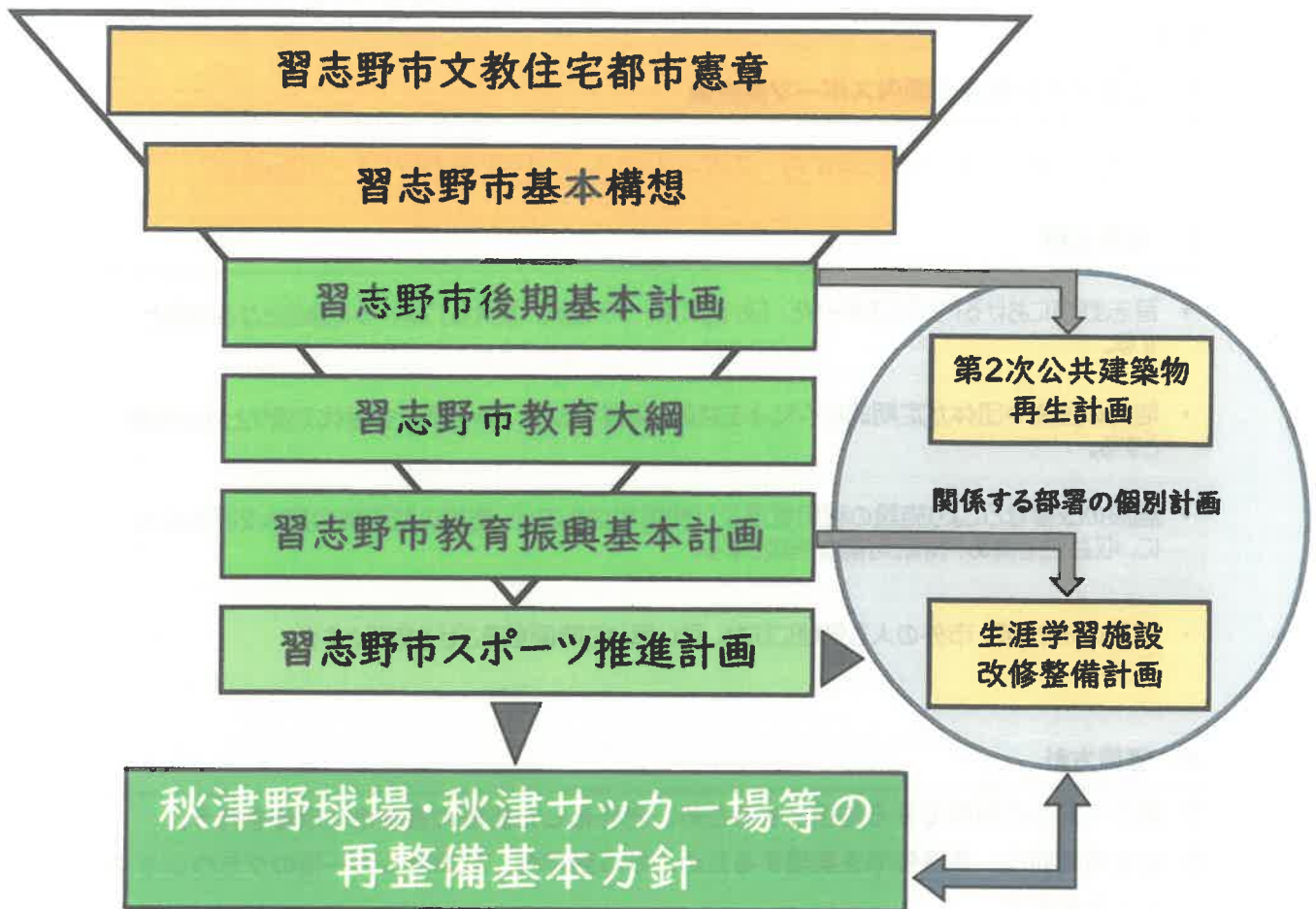
##### ●生涯学習施設改修整備計画（令和4年3月改定）

この計画では、秋津野球場及び秋津サッカー場は、早期に大規模改修を実施することとなっており、当計画との整合を図り、本方針を策定します。

#### （2）スポーツに関連する計画

##### ●習志野市スポーツ推進計画（令和2年3月改定）

習志野市教育大綱、習志野市教育振興基本計画との整合を図り、令和2年3月に改定した習志野市スポーツ推進計画においては、「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現」と「スポーツによるまちの活性化」を将来像とし、「する」「みる」「支える」スポーツの推進を柱に掲げています。この中で、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、身近な場所でスポーツ活動ができる場の整備・確保に努めるとともに、スポーツ施設の補修など、安全で安心して施設が使用できるよう計画的な維持保全に努め、また、公共建築物再生計画に掲載されている施設の改修等について検討するとともに、官民連携による公共施設再生など、調査研究するとしています。



## 第2章 再整備の方針

本事業において目指すべき秋津公園内スポーツ施設像及び施設目標を次のように設定します。

### 1. 目指すべき秋津公園内スポーツ施設像

「オール習志野で実現する、スポーツが生み出す多世代の交流拠点」

### 2. 施設目標

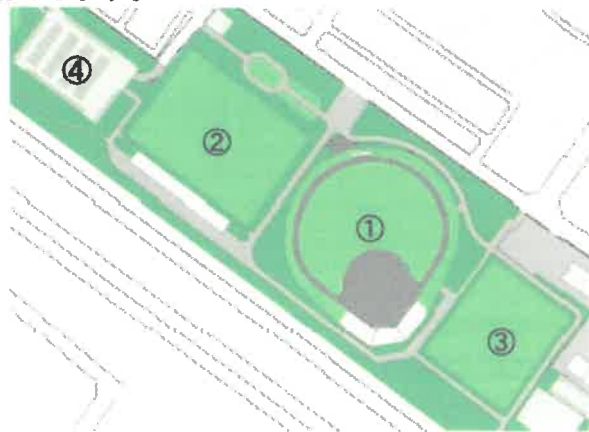
- ・ 習志野市における「する」スポーツと、「みる」スポーツ、そして「支える」スポーツの象徴となる施設とする。
- ・ 地元の企業や団体が定期的にイベントを共催・開催するなど、多分野、多世代で盛り上げる施設とする。
- ・ 施設の改修などにより施設の利用者層及び利用用途を広げ、施設の利用機会拡大を図るとともに、収益性を高め、持続可能な施設とする。
- ・ 市民のみならず、市外の人々も気軽に訪れ、思い思いの時間を過ごせる施設とする。

### 3. 整備方針

- ① 安全・安心に利用できる施設とするため、老朽化した施設の長寿命化改修を行う。
- ② 施設の高効率、高稼働率を実現するため、秋津野球場、秋津サッカー場のグラウンドを人工芝化する。
- ③ 「みる」スポーツ需要に対応するための環境を整える。

### 4. 事業範囲

本整備の事業範囲は、秋津公園内スポーツ施設（①秋津野球場、②秋津サッカー場、③多目的広場）と④駐車場とします。



### 第3章 秋津公園内スポーツ施設の現状と課題

#### 1. 秋津公園の概要

秋津野球場と秋津サッカー場を含む秋津公園は、JR新習志野駅徒歩7分の場所に位置する東西に長い形をした都市公園です。

また、交通公害と工場群による産業公害の防止、生活環境の改善を行い、谷津干潟の保全を図るために設置された緩衝緑地帯の習志野緑地の一部でもあります。

秋津公園の北側（秋津4丁目）は、第一種低層住居専用地域に指定され、戸建て住宅があり、住宅地と秋津公園を隔てる道路は片側一車線となっています。

所在地	習志野市秋津3丁目から5丁目（中央消防署秋津出張所含む）
面積	117,721 平方メートル
所有者	習志野市
区域区分	市街化区域
種別	都市公園
用途地域	第一種低層住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
防災拠点	一時避難場所・避難所に指定（対象災害：地震・内水氾濫・火災）
施設等	秋津野球場（第一 Cutter 球場）、秋津サッカー場（第一 Cutter フィールド）、秋津テニスコート、多目的広場、駐車場（中央消防署秋津出張所西側：24 台、サッカー場西側：200 台）等



## 2. 各施設の現状と課題

### (1) 秋津野球場（第一カッター球場）

#### 1) 施設概要

秋津野球場は、市民大会の他に、高校野球千葉県予選大会やプロ野球イースタン・リーグの公式戦の会場として使用されています。

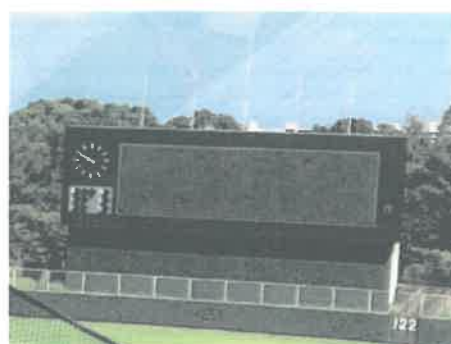
平成 25 年度に、toto 助成事業としてスコアボードを LED 電光掲示板へとリニューアルしました。

平成 30 年度には、WBS C 世界女子ソフトボール選手権大会の会場として使用され、その際に、トイレの洋式化やロッカーの新設を行いました。

開設日	昭和 59 年 9 月 2 日
施設概要	グラウンド 1 面（天然芝）（13,273.578 m <sup>2</sup> ） 両翼 92m、中堅 122m
付属設備	選手更衣室、シャワー室、本部室、記者室、放送室、審判控室、ブルペン、ダッグアウト、倉庫、事務室、会議室、便所、スコアボード 等
スタンド	収容人数 約 10,000 人 （メインスタンド 1,800 人、芝生席 8,200 人）
ナイター設備	なし（老朽化により令和 3 年度中に照明塔 6 基を撤去）
延床面積	3,287.12 m <sup>2</sup> 、スコアボード 222.49 m <sup>2</sup>
敷地面積	23,933.6 m <sup>2</sup>
命名権	第一カッター興業株式会社（H30 年度～R2 年度、R3 年度～R5 年度）



秋津野球場



平成 25 年度にリニューアルした  
スコアボード（電光掲示板）

## 2) 秋津野球場の課題

トイレ、ロッカー、スコアボードをリニューアルした一方で、施設供用開始後 37 年が経過し、施設の老朽化が進み、多くの箇所で修繕や大規模な更新が必要となっています。

具体的な課題は、次のとおりです。

### ● 観客席と躯体の老朽化

観客席と躯体には全体的にひびが入っており、破損している部分が複数あります。



スタンド内階段の亀裂



スタンド内階段の破損



保護パーツのとれたベンチ



無数のひびが入った洗い場



滑り止めタイルが剥がれ、破損している施設入口

### ● 放送設備の故障

現在、アナウンスマイク等設備の大部分が故障していますが、旧式の設備であり修繕できない状態です。令和元年度には、試合途中に突然使用できなくなる事象が発生しており、みるスポーツに対応しているとは言い難い状態です。

### ● 硬式野球の標準に対応していない両翼 (92m)

日本スポーツ施設協会出版「屋外体育施設の設計指針 (平成 29 年改訂版)」では、両翼は 98m 以上とすることが優先的に望まれるとあり、利用者からの拡張要望もあります。

● 使用されていないブルペン

2箇所のブルペン（合計 276 m<sup>2</sup>）は、天井が低いことから、使用されていません。地面が土であることから別用途にも利用できず、空きスペースとなっています。



天井が低く使用されないブルペン  
（秋津野球場）



使用可能なブルペン  
（千葉県営野球場）

● 県内他球場と比較すると狭いダッグアウト（24 m<sup>2</sup>）

高校野球のダッグアウトの人数制限は、監督や記録員を含めて最大 20 名と規定されています。20 名全員がダッグアウトに入ったときの 1 人当たりの面積は 1.2 m<sup>2</sup>であり、他施設と比較しても狭く、利用者（市民団体含む）からは拡大希望があります。



秋津野球場のダッグアウト



浦安運動公園野球場のダッグアウト

● 稼働率が低い天然芝のグラウンド

（5）にて詳細に記載します。



## (2) 秋津サッカー場（第一カッターフィールド）

### 1) 施設概要

秋津サッカー場は、市民大会の他、サッカー日本代表の練習やアメリカンフットボールのXリーグ公式戦等で利用されています。

開設日	昭和 57 年 10 月 1 日
施設概要	サッカーコート 1 面 (110m×75m)
付属設備	鉄筋コンクリート造 3 階建 研修室 (40 人)、厨房設備、シャワー室、更衣室、放送室、観覧室、 医務室、控室、事務室、便所、ロビー、倉庫、電気室
スタンド	収容人数 約 2,100 人
ナイター設備	照明塔 4 基
延床面積	3,256.84 m <sup>2</sup>
敷地面積	13,742.6 m <sup>2</sup>
命名権	第一カッター興業株式会社 (H30 年度～R2 年度、R3 年度～R5 年度)



秋津サッカー場



Xリーグ試合

## 2) 秋津サッカー場の課題

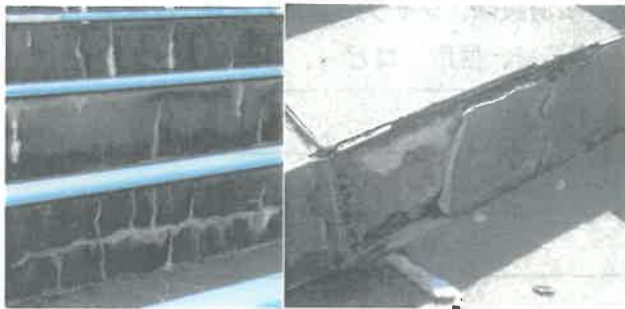
施設供用開始後 39 年が経過し、平成 28 年度には外壁の一部のコンクリート片が落下するなど、施設の多くの箇所で修繕や大規模な更新が必要となっています。

具体的な課題は次のとおりです。

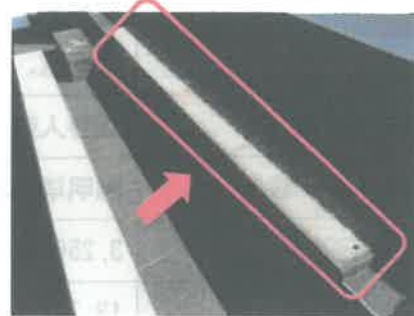
### ● 観客席の老朽化

スタンドは、全体的に亀裂が入っており、破損している部分も複数あります。

令和元年度の台風により一部の座面が剥がれてしまい、危険な状態です。



亀裂や破損



台風によりシートが剥がれた座席

### ● 老朽化した外壁と内壁

平成 28 年度にはコンクリート片が落下し、速やかに補修しました。全体的に老朽化しており、ひび割れもあります。



平成 28 年度に落下した箇所



落下したコンクリート片 (横 22cm×縦 16cm)



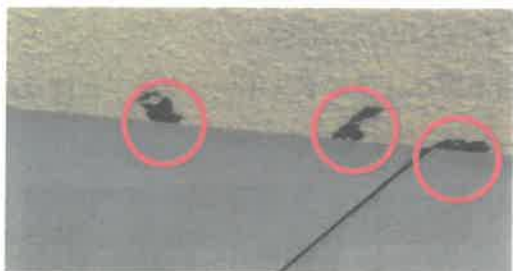
全体的な亀裂



浮いている外壁

● 雨漏りの発生

観客席の排水に不具合が発生しており、雨漏りが発生しています。



雨漏りしている天井

● トイレの老朽化

秋津サッカー場内の全 20 個のトイレのうち、洋式トイレは、更衣室内の利用者用 2 個と、利用者と来場者兼用の多目的トイレが 1 個の合計 3 個のみです。

利用者と来場者共に、トイレが古く使いづらい、トイレの数が足りない、暗いなどの声が多くあり、改修の要望があります。



和式のトイレ



利用者が唯一使用できる洋式トイレ  
(多目的トイレ)

● 時計（サッカー用タイマー）の故障

時計（サッカー用タイマー）は故障しており、サッカー試合時には、一般の壁掛け時計にて代用しています。

これまで、高額なことを理由に買い替えができていませんが、本来は試合に必須の備品であり、サッカー場としての機能の一部を欠いている状態です。

● 使用されていない諸室

宿泊可能な施設として開設したため、付帯施設として、厨房と和室（研修室）があります。現在は、宿泊利用のニーズがないため、厨房は使用されていません。

また、和室は、総合型地域スポーツクラブの習志野ベイサイドスポーツクラブが健康体操に利用していますが、それ以外の利用はほとんどありません。



現在では使用されていない厨房



和室（研修室）

● 稼働率が低い天然芝のグラウンド  
（5）にて詳細に記載します。

### (3) 多目的広場

#### 1) 施設概要

多目的広場は、秋津野球場や秋津サッカー場で大会開催時の練習会場や少年野球大会の会場として利用されています。事前予約が入っていない場合は、予約をせずに自由に使える無料施設です。(照明塔の利用は有料です。)

施設概要	天然芝、照明塔8基
敷地面積	8,522.8㎡

#### 2) 多目的広場の課題

天然芝が部分的に剥がれており、境目の段差が目立ちます。



部分的に剥がれている芝

※秋津野球場、秋津サッカー場の人工芝化に伴い、現在両施設に敷設されている天然芝を多目的広場へ移設することを検討します。

### (4) 駐車場

#### 1) 施設概要

場所	サッカー場西側
台数	200台(無料)
利用可能時間	午前8時30分～午後9時

#### 2) 駐車場の課題

高校野球やXリーグ公式試合等のイベント開催時には、サッカー場西側駐車場(200台)は、満車となります。近隣に公共の駐車場はなく、駐車場にいたる道路が渋滞してしまうことがあります。



高校野球開催時の複数の大型バス

(5) 天然芝のグラウンド（多額な維持管理と市民利用の制限）

秋津野球場と秋津サッカー場のグラウンドは、共に、天然芝を使用しています。

両施設の天然芝の年間の維持管理費は、野球場、サッカー場合わせて約 30,000 千円であり、施設の保守管理費の約 60%を占めています。

また、天然芝維持のために次の 4 点を実施しており、これらが施設の利用ニーズがあるにも関わらず、市民の利用を制限する要因となっています。

(i) 約半年間の養生

当初から予定している養生期間（野球場 3 カ月、サッカー場 1 カ月）のみでなく、大会前後に整備（部分養生等）を要しているため、実際に天然芝の管理のために使用できない期間は、野球場は約 5 カ月、サッカー場は約 7 カ月となっています。

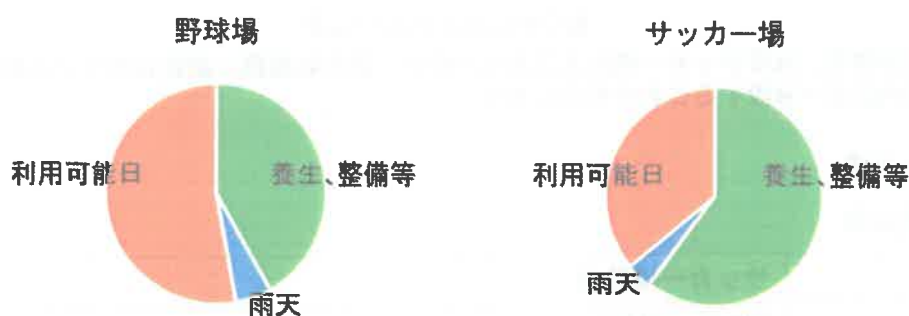
(ii) 雨天時の利用中止

野球場は、外野が天然芝、内野が黒土であることから、雨が降るとグラウンドがぬかるみ、その後晴れたとしても使用することができません。

(iii) 試合形式のみの利用

練習等で高頻度を使用すると天然芝が痛むことから、野球場・サッカー場共に試合形式でしか貸し出しをしていません。

(iv) サッカー場は、1 日 1 試合のみの利用



(参考) 利用不可能日数（新型コロナウイルス感染症の影響による利用不可能日を除く）

	年度	利用不可能日数 (養生+整備+年末年始)	利用可能日数	雨天により 使用されなかった日数 (利用可能日の内数)
野球場	令和元年度	153 日	213 日	28 日
	令和2年度	150 日	215 日	10 日
	令和3年度	156 日	209 日	20 日
	平均	153 日	212 日	19 日
サッカー場	令和元年度	217 日	149 日	14 日
	令和2年度	216 日	149 日	12 日
	令和3年度	227 日	138 日	16 日
	平均	220 日	145 日	14 日

### 3. 課題等の整理

#### (1) 秋津公園全体としての課題

秋津公園内のスポーツ施設の現状は、前節で記載したとおりですが、秋津公園全体の状況としては、園路に無数のひびが入っている、段差が生じている、公園入口タイルが複数剝がれている、重度の劣化により使用不可能なトイレがあるなど、スポーツ施設と同様に老朽化が著しい状態です。また、園内の植栽については、剪定、消毒といったメンテナンスを毎年実施しているものの、緩衝緑地帯という位置付けから現状以上の剪定は難しく、特に夜間において「暗い」「怖い」といった印象を与えています。

こうした印象については、前述のとおり緩衝緑地帯という位置付けから改善が難しいものとも捉えられますが、夜間にスポーツ施設が稼働していないために、施設の照明が点灯しないことも要因の1つとも考えられます。

よって、市民の公園全体への印象を改善し、夜間のウォーキングなど、施設を使用しない人々にとっても利用される公園とするためにも、スポーツ施設の稼働率の向上が必要です。

なお、スポーツ施設以外の公園部分については、多世代の交流拠点となるための様々な活用の可能性がある一方、課題もあることから、更なる検討が必要です。

#### (2) スポーツ施設の稼働率の向上と収支の改善

秋津野球場と秋津サッカー場は、前節に記載のとおり天然芝を維持することを主な要因に利用を制限しています。

特に、近年では時代の変化と共に、市内でもアメリカンフットボールやラグビー等の多種目のスポーツ団体が増加しており、市域が狭くスポーツをする場所が限られていることから秋津サッカー場の利用要望がありますが、十分に対応できていません。

また、天然芝は人工芝と比較して、多額の維持管理費を投入しています。

そこで、市民の利用機会拡大及び収益性の向上のため、施設の利便性向上による新規利用者の増加に加え、グラウンドの人工芝化により前述のような多種目での利用要望に対応する必要があります。

#### (3) 近隣住民への配慮と理解

秋津公園は、前述のとおり緩衝緑地帯に位置付けられており、谷津干潟や住宅地に近いため、騒音等に配慮する必要があります。過去に、秋津公園内のスポーツ施設において大会やイベントが開催された際には、度々、応援や鳴り物等への苦情が市に寄せられています。

再整備事業によって秋津公園内のスポーツ施設が地域に愛される施設となるためには、市民の生活が脅かされることのないよう、騒音や衛生については引き続き十分な配慮が必要となります。

## 第4章 整備の概要

秋津野球場・秋津サッカー場等の整備の概要は、「第2章 3. 整備方針」に基づき、次のとおりとします。

施設	項目
野球場	・ 人工芝化（内野・外野）
	・ 外壁・内装改修（ブルペン、ダッグアウト等含む）
	・ 放送設備更新
	・ 電気・空調・衛生消火設備更新
	・ トイレ改修
	・ スタンド座席更新
	・ 両翼拡張
サッカー場	・ 人工芝化
	・ 外壁・内装改修（和室、調理室等含む）
	・ 放送設備更新
	・ トイレ改修
	・ 電気・空調・衛生消火設備更新
	・ 照明改修
	・ スタンド座席更新
	・ バックスタンド設置場所の整備

### 1. 各施設の老朽化対策

野球場とサッカー場の老朽化対策として、利用者と来場者の安全性を確保した施設とするため、次の内容を整備します。

#### （1）秋津野球場

- ・ 外壁・内装改修（ブルペン、ダッグアウト等含む）
- ・ 放送設備更新
- ・ 電気・空調・衛生消火設備更新
- ・ トイレ改修（洗面台の改修等含む）
- ・ スタンド座席更新

#### （2）秋津サッカー場

- ・ 外壁・内装改修（和室、調理室等含む）
- ・ 放送設備更新
- ・ トイレ改修
- ・ 電気・空調・衛生消火設備更新
- ・ 照明改修
- ・ スタンド座席更新



## 2. 秋津野球場グラウンド、秋津サッカー場グラウンドの人工芝化

前章に記載したとおり、現在の秋津野球場、秋津サッカー場のグラウンドには、天然芝が敷設されており、その維持管理の都合から、利用ニーズがあるにも関わらず、制限が設けられています。

本市では、平成28年に習志野市立習志野高等学校において人工芝化を実施し、多少の雨天でも左右されずに使用ができ、活動の幅が広がりました。また、このグラウンドは、少年サッカークラブや各種地域スポーツ団体への貸出しなど地域スポーツの核としての役割も担っており、一方では鮮やかな人工芝グラウンドで演奏する同校の吹奏楽部の映像が一流アーティストのミュージックビデオに利用されるなど、利用価値の高いグラウンドとなっています。

秋津野球場、秋津サッカー場のグラウンドにおいても、本格的なチームだけでなく、多種目の利用を含め広く市民に利用していただくため、両施設を人工芝へ張替えます。

なお、両施設の人工芝整備にあたっては、熱中症への配慮、膝や腰への負担の軽減、環境への配慮など多方面から検討を行います。



市立習志野高等学校の人工芝グラウンド



人工芝グラウンドをマーチングに利用

(1) 天然芝と人工芝のメリット・デメリットの整理

天然芝と人工芝のメリット・デメリットには、それぞれ以下のようなものがあります。

	天然芝	人工芝
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葉の蒸散作用等により、表面温度が上がりにくい。</li> <li>・ Jリーグ等のトップの試合では人工芝は使用されないため、トップ選手の練習に使用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水はけがよく、多少の雨天でも使用できる。</li> <li>・ 耐久性に優れており、連続使用が可能。</li> <li>・ 一年を通して一定水準の品質が保たれる。</li> <li>・ 日常的なメンテナンスが天然芝に比べて大幅に簡易。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌がぬかるみやすく、雨天でのコンディションが悪くなりやすい。</li> <li>・ 雑な扱いや連続使用で傷みやすく、利用が大幅に制限される。</li> <li>・ 季節により、芝の色や生育状況が変わる。また、年に1ヶ月～2ヶ月程度の養生期間が必要になる。</li> <li>・ 品質の維持には、専門的な管理が必要。また、毎日の散水、頻繁な雑草処理や肥料散布等が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏場に表面温度が上昇しやすい。</li> <li>・ Jリーグ等のトップの試合では人工芝は使用されないため、トップ選手の練習使用はなくなる。</li> </ul>

天然芝は質感・使用感が良いのが特徴ですが、品質の維持のために、現在のように稼働率を犠牲にする必要があります。

人工芝は質感・使用感は天然芝に劣るとされておりますが、雨天や厳しい使用に耐えうるため、稼働率を上げることが可能です。

また、人工芝の構造上、天然芝よりも地盤が固くなってしまいう傾向がありますが、改良とともに既に多くの使用実績があります。

## (2) 秋津サッカー場を取りまく環境変化

これまで、秋津サッカー場は、天然芝の状態の良いこと、都心や成田国際空港からの距離が近いこと、周辺に宿泊施設があること等から、サッカー日本代表やなでしこリーグなどの日本のトップ選手たちに利用されてきました。

令和3年(2021年)に開催された東京2020オリンピックでも、組織委員会が秋津サッカー場を期間中一括で借り上げ、ナイジェリア、アルゼンチン、フランスなど各国代表選手が練習会場として秋津サッカー場を利用しました。

これらのことから、「トップ選手の練習に使用できる」ことを天然芝のメリットとして挙げていますが、令和2年度に千葉市内に日本サッカー協会によって、各世代の日本代表チームのトレーニングやメディカルサポート、トップクラスの指導者や審判の育成、国際交流・国際貢献活動の拠点等の機能を有したJFA夢フィールドが整備されたこと、及び、WEリーグ<sup>※2</sup>が設立されたことに伴い、今後、トップ選手による秋津サッカー場の利用は大幅に減少することが見込まれます。

現在の秋津サッカー場利用者からは、健康面や環境面への影響、また天然芝の希少性や日本代表選手が使用してきた付加価値といった観点から、現在の秋津サッカー場の質の良い天然芝維持への要望もあります。

前述のとおり、付加価値については下がることが見込まれ、健康面や環境面については、既に、神奈川県サッカー協会が整備したフットボールセンター(かもめパーク)、埼玉県サッカー協会が整備したSFAフットボールセンター(彩の国KAZOヴィレッジ)及び千葉県サッカー協会が整備した千葉県フットボールセンター(JFA夢フィールド内)において、いずれも人工芝を採用しており、この他にも人工芝を使用したサッカー場は多数存在していることから、高性能なアンダーパットや温度抑制効果のあるチップ等、製品は改善されていると認識しています。

※2 WEリーグ：令和2年度に設立された女子プロサッカーリーグ。

これまで女子サッカーは、アマチュアリーグの「なでしこリーグ」のみでしたが、日本初の女子プロサッカーリーグとして「WEリーグ」が設立されました。現在の秋津サッカー場は、「WEリーグ」のスタジアム要件を満たしておらず、また、これまで秋津サッカー場を利用していた「なでしこリーグ」に属するチームは「WEリーグ」に参入したため、令和2年度以降女子のトップ選手による秋津サッカー場の利用は無くなりました。

### (3) 稼働率について

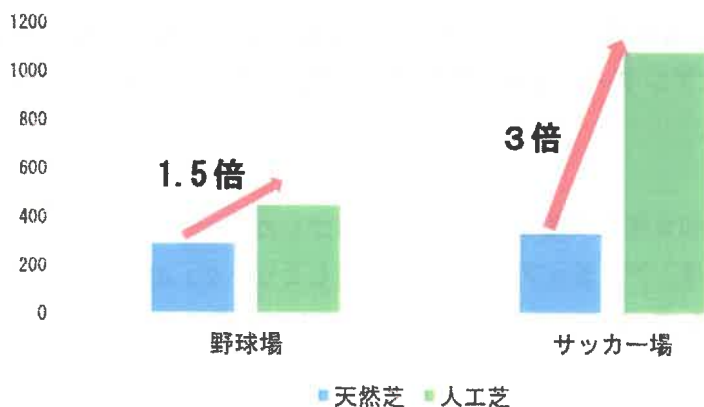
天然芝の管理について秋津野球場、秋津サッカー場ともに、使用者から高い評価をいただいておりますが、この芝の状態を保全するために厳しい利用制限を設けています。結果として、稼働率がかなり低い施設となっています。

人工芝化後は、人工芝の耐久性が高いため、制限を緩和し、様々な競技での使用や連続使用も可能とすることで、大幅な利用率向上が見込めます。

#### 改修後に想定する使用方法

<b>秋津野球場</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 試合形式に限定しない。練習使用も可能。</li><li>・ 野球利用を優先するが、外野部分等を使用した多目的な利用も可能。</li><li>・ 年末年始以外は、年間を通して使用可能。</li></ul>
<b>秋津サッカー場</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 試合形式に限定しない。練習使用も可能。</li><li>・ 1日1試合に制限しない。</li><li>・ アメフト、ラグビーやホッケー等、多目的な利用も可能。</li><li>・ 年末年始以外は、年間を通して使用可能。</li><li>・ フィールド半面ずつ貸し出し可能。</li></ul>

稼働コマ数の比較



(参考) 稼働コマ数の比較

	野球場	サッカー場
天然芝	290 コマ/年	330 コマ/年
人工芝	448 コマ/年	1,081 コマ/年

#### (4) 人工芝の財政的メリット

天然芝と人工芝では、一般的な耐用年数が異なる（天然芝 15 年、人工芝 10 年）ことから、人工芝の費用対効果を検討するため、天然芝と人工芝の 1 コマあたりの費用を算定しました。

全面張替の期間が異なることから、30 年間の整備費、維持管理費を合わせた総コストをそれぞれ試算し、1 コマ<sup>※3</sup>あたりの費用を算定しました。

#### 一コマあたりの費用

(単位：円/コマ/年)

	野球場	サッカー場
天然芝	60,149	78,162
人工芝	78,695	22,544

サッカー場は、人工芝化により 1 日 1 試合の制限を無くすことから、1 コマあたりの費用が下がります。

一方で、野球場は、天然芝の方がより安価となっていますが前頁に記載のとおり人工芝化後は、これまでの利用に加え「外野部分等を使用した多目的な利用も可能」とすることで利用の拡大を見込んでいます。

※3 現在の 1 コマと同様の「秋津野球場：1 コマ 3 時間」、「秋津サッカー場：1 コマ 2 時間」として算定しています。

#### (5) 天然芝の活用

秋津野球場に隣接する多目的広場は、天然芝を敷設している無料施設ですが、その芝は、部分的に剝がれており、芝と砂の境目の段差が目立つ状況です。

多目的広場の安全性及び利便性向上のため、人工芝化により不要となる秋津サッカー場の天然芝を多目的広場に移設し、活用することを検討します。

### 3. 各施設の機能向上

#### (1) 秋津野球場の両翼の拡張

現在の秋津野球場は、習志野市野球連盟に次いで、千葉県高校野球連盟が多く利用しており、これにより、市外利用者や市外来場者の確保はもちろん、メディアへの露出機会の確保が可能となっています。

日本スポーツ施設協会出版の「屋外体育施設の設計指針（平成 29 年度改訂版）」では、硬式野球場の両翼は 98m 以上とされており、千葉県内で高校野球の会場となっている（秋津野球場を含む）全 13 施設のうち、8 施設が硬式野球に対応した両翼（98m 以上）です。

また、両翼 98m 未満の 5 施設のうち、市川市の国府台球場を除く 4 施設が昭和 40 年から昭和 62 年に開設されてから現在に至るまで一度も大規模な改修がなされていないため、今後この両翼を維持するかは不明確です。

秋津野球場が現在の両翼を維持した場合、県内他施設と比較して機能が低くなることにつながり、千葉県高校野球連盟を含む市外からの利用者が減少してしまうリスクがあるため、現在の利用状況を維持することを目的とした、両翼拡張が望まれます。

なお、両翼拡張の際には、野球場自体の面積が増大し住宅地への影響が出ることがないよう、球場の内側の現在の芝生席部分を削ることを検討します。

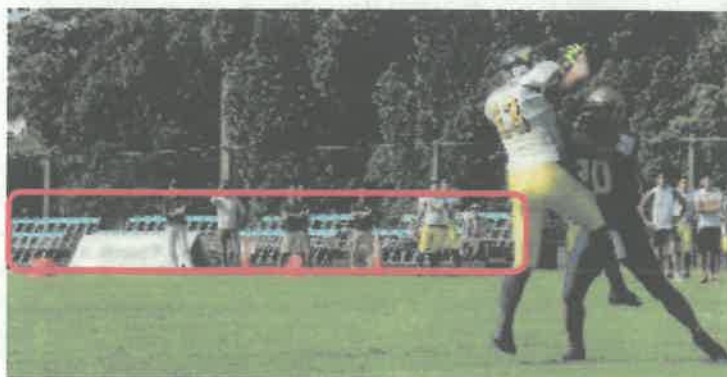
	現状維持	両翼拡張
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>硬式野球でも、ホームランが出やすい。</li><li>高額な改修費が発生しない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>大学野球等、新たな利用者を呼び込める可能性がある。</li><li>利用者の要望を実現でき、満足度を高められる。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>県内他施設が 98m 以上に改修することで、高校野球の会場として使用されなくなる恐れがある。</li><li>高校野球の会場として使用されなくなると、市外利用者や市外からの来場者が減少する恐れがある。</li><li>高校野球の会場として使用されなくなると、メディアへの露出が無くなり、ネーミングライツの需要が無くなる恐れがある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>改修費が高額となる。</li><li>芝生座席が削られ、収容数が減少する。</li><li>軟式野球、少年野球では、ホームランが出にくい。</li></ul>

(2) 秋津サッカー場の仮設バックスタンドを設置可能とするスペースの確保

グラウンドを人工芝化し、多目的に利用可能なサッカー場に整備した場合、現在年に1～2試合開催されているアメリカンフットボールのXリーグ公式試合等の興行的利用を増加することができます。

令和元年度のXリーグの観客数は、試合によって1,000人台～4,000人台と幅広いですが、本市を拠点として活動するチーム「オービックシーガルズ」の他施設での試合では、計2試合が現在の秋津サッカー場のメインスタンド収容人数(約2,100人)を超えています。

こうした状況等から、今後、メインスタンドの収容人数を超える集客が見込まれるイベントが開催される可能性があります。頻度は限定的と見られる上、常設のバックスタンドを新設した場合、初期投資だけでなく維持管理費も嵩むため、大型イベント時には、仮設スタンドを設置して臨機応変に対応できるよう、その設置スペースを確保します。



バックスタンドの仮設席(平成26年度)

## 第5章 再整備後のイメージ

前章で示した改修・整備が実施された後の施設と運営方法は次のとおりです。

### 1. 整備後の施設イメージ

#### (1) 秋津野球場

- ・グラウンド：人工芝
- ・規模：両翼 98m、センター122m
- ・照明塔：なし
- ・スタンド施設：本部室、放送室、審判控室、事務室、器具庫、トイレ、更衣室 等
- ・スタンド収容人数：約1,800人（メインスタンドのみ）



スタンドイメージ

(出典) 東京都スポーツ文化事業団ホームページ



人工芝球場イメージ

(出典) 駒沢公園ホームページ「駒沢公園イベントカレンダー」



## (2) 秋津サッカー場

- ・グラウンド：人工芝
- ・規模：サッカーコート1面
- ・照明塔：4基
- ・スタンド施設：本部室、放送室、審判控室、事務室、器具庫、トイレ、更衣室 等
- ・スタンド収容人数：約2,100人（加えて、仮設スタンドの設置を可能にします。）



人工芝フィールドイメージ  
(出典) 富士通スタジアム川崎ホームページ



仮設バックスタンドイメージ  
(千葉県軟式野球場)

### (3) 全体像



### (4) 各施設の諸室等

#### 1) トイレ、シャワー室



トイレイメージ



シャワー室イメージ

#### 2) その他の諸室等

使用されていない、または、改修要望のある諸室等については、次のような改修が望まれます。

- ・ブルペン（野球場）：囲いを取り外し、野球場周辺の園路と一体化させた舗装とする。
- ・ダッグアウト（野球場）：躯体の柱の位置の都合上、スタンド側への拡張が不可能であるため、グラウンド側に拡張し、拡張部分に屋根を設置する。
- ・厨房（サッカー場）：会議室の仕様とする。
- ・研修室（サッカー場）：会議室の仕様とする。

## 2. 再整備後の運営計画

再整備後の秋津野球場、秋津サッカー場は、現在の利用に加えて、スクールや教室、練習での利用、野球場の雨天後の利用も認め、使用制限を最小限に抑え、野球場、サッカー場、多目的広場、駐車場には多世代の市民が訪れ、交流するよう運営し、これまでの概念にとらわれず、多目的な貸し出しを行います。

具体的には、市内で特に高齢者に人気のあるグラウンドゴルフや、施設の利用要望があるラグビーやラクロス等の利用も認め、更なるスポーツ機会拡大を図ります。

また、平成30年度に本市が実施した「スポーツ・運動に関する市民アンケート」における「スポーツをしていない人が今後してみたいスポーツ」として回答が多かったヨガや、ストレッチ等、前述の競技スポーツ以外の身体運動で利用することによって、市民が気軽にスポーツを楽しめる運営を行います。

また、再整備を機に、多種多様な使い方ができる施設であることが市民に分かるような施設名称への変更を検討します。

### <参考：現在の主な利用>

高校野球千葉県大会、プロ野球2軍公式戦、習志野市野球連盟・習志野市少年野球連盟が開催する野球大会、習志野市サッカー協会が開催する市民リーグ、市内で活動するアメリカンフットボールチームであるオービックシーガルのホームゲーム、総合型地域スポーツクラブの活動、習志野市スポーツ振興協会の事業

### (1) 開場時間と休場日

#### 1) 秋津野球場

開場時間	9時00分～18時00分 (原則として3時間単位)
休場日	年末年始(12月29日から1月3日まで)



野球場でのヨガ

(出典) (公財) 浜松市スポーツ協会ホームページ



人工芝を利用したグラウンドゴルフ

(出典) (公財) 横浜市スポーツ協会ホームページ

## 2) 秋津サッカー場

開場時間	9時00分～21時00分 (原則として2時間単位)
休場日	年末年始(12月29日から1月3日まで)



子どもへのサッカー体験教室

(出典) 富士通スタジアム川崎ホームページ



サッカー場でのラグビー利用イメージ

(提供) 京葉ラグビーフットボールクラブ

### (2) スポーツ利用以外の活用

改修後の施設は、スポーツ以外にまつりやフリーマーケット、マルシェ等を開催し、スポーツに関心がある人だけでなく、誰もが親しみ交流できる施設となるように運用します。



イベント時の出店



スポーツ施設を活用したまつり

各施設の現在使用されていない厨房等の部屋を会議室として利用できる仕様とすることや、施設の地域限定開放日を設定する等の近隣住民に向けた新たなサービスの拡充を検討し地域住民に親しまれる施設へ生まれ変わると共に、施設の活性化に伴う騒音及び渋滞への対応も強化・徹底します。

### 3. 費用負担・維持管理費・運営費

---

#### (1) 費用負担の考え方

本市では、秋津野球場、秋津サッカー場のみならず、公共施設の老朽化対策の財源を確保することが全市的な課題となっています。

受益者負担の適正化の観点から、利用料金の値上げによる財源確保を図ることで、安全安心な施設、市民サービスを維持し、さらには市民利用の拡大を図ります。

#### (2) 駐車場の有料化

習志野市公共施設等附設駐車場使用料の適正化指針により、施設利用の公平性の確保と受益者負担の適正化の観点、スポーツ施設運営の持続可能性の観点に基づき、駐車場を有料化します。

#### (3) スポーツ施設及び駐車場の維持管理費・運営費、指定管理料

民間事業者の創意工夫を生かした運営を目指します。本事業では利用料金制を採用し、指定管理者が、利用料金のみを財源として秋津野球場、秋津サッカー場、多目的広場、駐車場を一体的に維持管理運営することを想定し、指定管理料を大幅に削減します。

さらに、各事業年度の収益が予定された基準値を上回った場合に、その程度に応じて指定管理者から市へ金銭を支払うプロフィットシェアを検討します。

サッカー場の整備及び維持管理運営については、県内でも民設民営で行われている事例があり、その場合、一般貸出のみでなく、スクールとしても利用し収益を得ています。本市でも民間事業者の創意工夫により同様の運営にて、指定管理料の大幅削減が可能であると想定しています。

駐車場については、一般的に民設民営で運営されているため、そのノウハウを導入します。

#### (4) 使用料減免

本市のスポーツ施設の使用料減免については、「習志野市スポーツ施設使用料に係る習志野市使用料規則第3条第3号の規定に関する要領」において定めています。

現状、市は指定管理料とは別に、減免に係る利用料を指定管理者へ支払っていますが、再整備後も同様に、指定管理料とは別に減免に係る利用料の補填を行います。

#### 4. 想定される効果

---

本事業の実施に伴い想定される効果は、次のとおりです。

##### (1) するスポーツ人口の増加に伴う医療費抑制

施設の稼働率が上がることで、年間延べ利用者数の約2倍の増加を見込みます。

平成26年度にスポーツ庁が実施した「スポーツの経済効果に関する調査研究」ではスポーツによる医療費抑制効果を検証した新潟県見附市において実証実験プログラム開始約3年後の運動継続者の1人当たりの医療費が、約10万円/年の削減となったとの結果が出ていること等から、スポーツと医療費の相関関係が認められています。

検証事例が少ないため本市における医療費抑制額の試算は困難ですが、施設の利用機会拡大は、本市においても医療費抑制効果が得られると想定します。

また、同研究では「60代以上の年齢層が運動の実施により、元気で自立した生活ができること、すなわち健康寿命の延伸が医療費削減や介護保険料の削減には最も効果がある。」と結論付けられています。

##### (2) みるスポーツ人口の増加に伴う施設周辺への経済効果

Xリーグ等の試合回数が増加することで、年間のスポーツイベント観戦者数の約1.2倍の増加を見込みます。

平成26年度にスポーツ庁が実施した「スポーツの経済効果に関する調査研究」における地域のスポーツイベントの経済効果については、「運営関連支出」、「参加者等消費支出」の2点が主に計上されており、大会開催前数カ月間から開催中と期間は長くないものの、経済効果が生じていることが分かっています。

本市でもイベント開催時の出店や施設周辺での飲食消費が増えることが見込まれ、一定の経済効果があると想定します。

また、同研究では、経済効果以外にスポーツ大会実施による住民ボランティアや地域事業者からの支援等、社会的効果をもたらしたものが少なからずあることも示されています。

## 第6章 事業手法

### 1. 事業手法

現在の秋津公園内スポーツ施設（秋津野球場、秋津サッカー場、多目的広場）及び駐車場は、指定管理者制度を導入し、民間事業者へ維持管理・運営を委託しています。

基準となる、従来方式による公共負担については、公共により改修を実施し、改修前と同様に、指定管理者による維持管理・運営を実施することを想定します。

民間活力の導入について、本方針ではPFI方式を一手法として検討していますが、「習志野市PFI導入指針」に基づき、事業手法を検討します。

### 2. 事業スキームの検討

本事業のスキームについては、前節のとおり「習志野市PFI導入指針」に基づき検討を進め、今後必要に応じてPFI導入可能性調査を実施して絞り込むこととなりますが、現状を踏まえると、次の3つの事業スキームが想定されます。

#### 【スキーム1：公共整備＋指定管理】

従来方式の分離分割発注、又はDBで設計整備を行った上で、維持管理運営については業務委託又は指定管理者制度を活用する。

#### 【スキーム2：DBO又はPFIと指定管理者制度の併用】

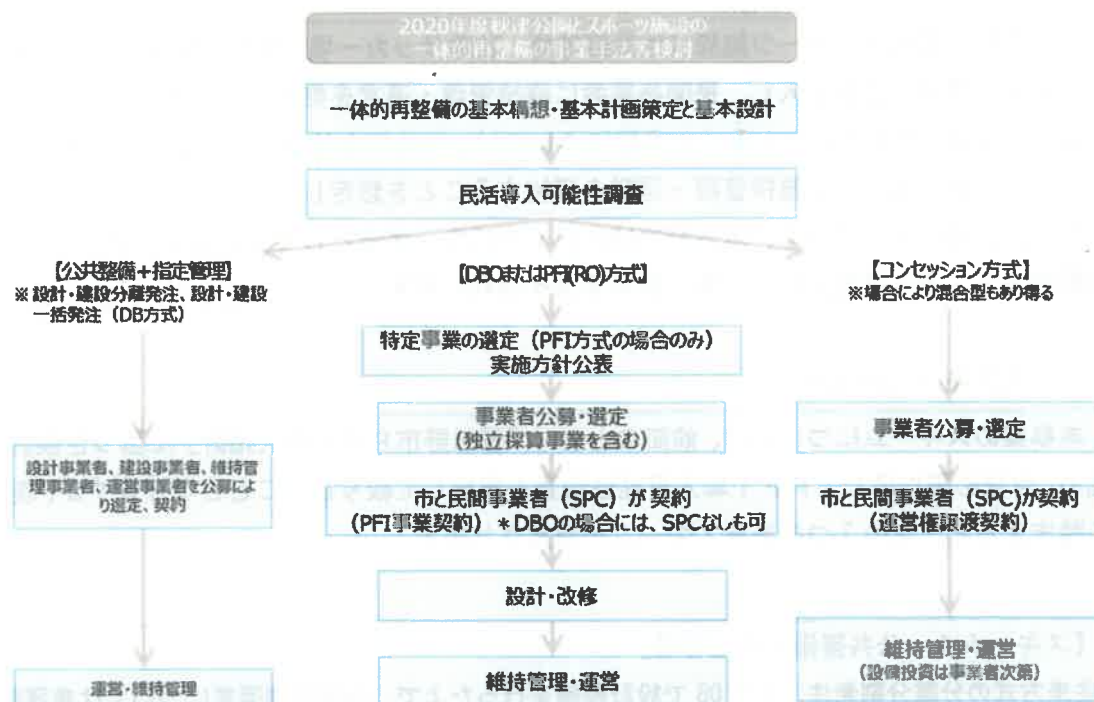
DBOの場合は、業務を担当する複数の企業がJVを組んで参画する。PFIの場合は、PFI法に則り、施設整備（又は改修）と維持管理運営を一括して民間事業者へ委ねる。いずれも維持管理運営に指定管理者制度を活用すれば、民間事業者が利用料金の徴収や施設の使用許可権限を持つことができる。

#### 【スキーム3：コンセッション方式】

施設に運営権を設定した上でそれをSPCに付与し、施設全体の整備（投資）＋施設全体の維持管理運営をまとめ、施設全体の運営（投資、改修、維持管理運営）を民間事業者へ委ねる。

以上3つの事業スキームの大まかな流れは次図のとおりです。

## 想定される事業スキームと大まかな流れ



令和2年度に、本事業の目的及び市の留意点から整理した6つの視点（①市の資金調達面、②公園の活性化や賑わいづくり、③地元企業活用の可能性、④民間事業者の応募可能性、⑤市の手続きの煩雑さ、⑥市のコスト削減効果）から、以上の3つの事業スキームの比較検討として、民間事業者とのサウンディング等を行いました。

その結果、公園全体の活性化や賑わいづくりを目的とした設計・整備、民間事業者のノウハウを活用した維持管理運営を期待できる、DBO又はPFI（RO方式）、コンセッションに優位性があるが、コンセッション方式は事業者にとってPFI（RO方式）よりも参加のハードルが高くなることから、本事業のスキームとして現時点ではPFI（RO方式）が有力であると考えられるとの結論に至りました。

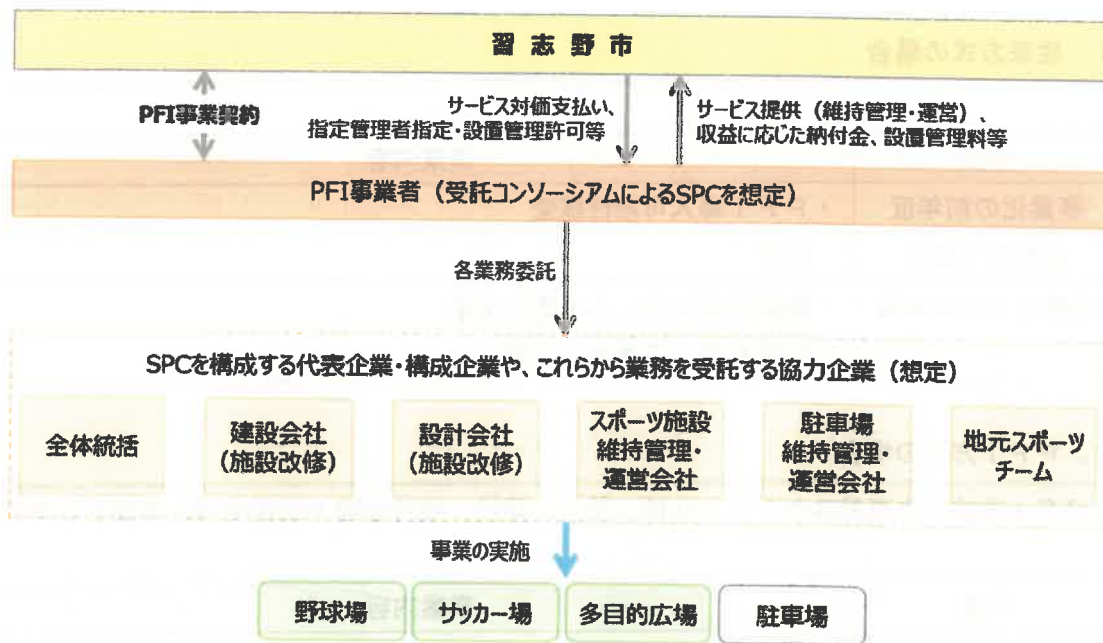


### 3. PFI方式で想定される事業スキーム

PFI方式を主として、収益施設部分に対してはPark-PFI方式を取り入れた場合の、本再整備事業の事業スキームを図示すると次のとおりとなります。

市は施設の整備・改修を行う事業者等からなるコンソーシアム（SPCを想定）とPFI事業契約を締結し、サービス対価として整備（改修）・維持管理運営費を長期割賦払いで支払います。

PFI方式で想定される事業スキーム図



## 第7章 事業スケジュール

PFI方式の導入により、効果的・効率的な財政支出で質の高いサービスの提供が見込める場合には、PFI導入可能性調査<sup>※4</sup>（リスク分担の検討、VFMの検討）を実施し、事業方式を検討します。

従来方式とPFI方式の各事業方式での事業スケジュールは次のとおりです。

※4 PFI導入可能性調査を実施する前に、従来方式に優位性があると判断した場合にはPFI導入可能性調査は実施しません。

### 1. 従来方式の場合

年度	事業内容
事業化の前年度	・PFI導入可能性調査
事業化1年次	・設計
事業化2年次以降	・施設改修工事、人工芝化工事 ・供用開始（工事完了次第）

### 2. PFI方式の場合

PFI方式での事業スケジュールは、設計、建設、維持管理・運営で20年間とします。

年度	事業内容
事業化の3年度前	・PFI導入可能性調査
事業化の2年度前	・インフォメーションパッケージの作成 ・事業者選定に係る文書の作成
事業化の前年度	・事業者選定
事業化 1年次～20年次	・設計 ・施設改修工事、人工芝化工事 ・供用開始（工事完了次第）